

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予算及び自治基本条例特別委員会会議録（４）（25. 3 定）			
日 時	平成 2 5 年 9 月 1 7 日（火）	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 1 6 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	中島委員長、斎藤（博）副委員長、秋元・千葉・安斎・小貫・鈴木・濱本・前田各委員		
説 明 員	市長、副市長、総務・財政・生活環境各部長 ほかに関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、秋元委員、小貫委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。成田委員が安斎委員に、川畑委員が小貫委員に、松田委員が千葉委員に、酒井委員が濱本委員に、上野委員が前田委員に、それぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、自治基本条例に関する集中審議に入ります。

なお、本日の質問順序は、公明党、民主党・市民連合、一新小樽、共産党、自民党の順といたします。

公明党。

○千葉委員

この自治基本条例の策定目的についてでありますけれども、代表質問で御答弁をいただいたところです。

市長は、本市が抱える多くの課題を解決していくには、市が主体的に取り組むことはもちろんですが、市民の皆さん、議会、そして市が互いの役割や責任を理解し合い、協力してまちづくりに取り組むことが大切であると考え、また、そのためには、市民参加と協働によるまちづくりの基本的ルールが必要であることから、豊かで活力ある地域社会の実現を図ることを目的に制定するということでおっしゃいました。

これらの制定の目的については理解を示す立場であります。今日は条例内容についてなど質問してまいりたいと思います。

◎条例の位置づけについて

初めに、第35条「条例の位置付け」についてお聞きをしたいと思います。この条文の内容ですが、小樽市自治基本条例と既存の各条例、また第6次小樽市総合計画との関係性について、まず説明願います。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

第35条「条例の位置付け」ということでございますけれども、今回の条例の目的は、先ほど御確認いただいたとおり、まちづくり、市民と行政と議会の三者によるまちづくり推進のためということを目的として条例を定めたものです。それを進めていく中で、条例ですとか規則ですとか、それからまちづくりに関する計画、一般的には現在一番大きなものでいくと、第6次小樽市総合計画になります。こういったものを進めていくに当たっては、この条例を最大限尊重、当然整合性を保った形でこれからは進めていくということを定めたものでございます。

○（総務）企画政策室長

条例との関係は、今、主幹が答弁したとおりでございます。まちによっては最高規範という形で位置づけているところがございますけれども、小樽市はそうではなく、条例には上下がないという形で捉えております。

それと、総合計画との関係でございますけれども、総合計画につきましては、まちの将来像を示したものというふうに思っています。この自治基本条例は、その将来像に向かって市民との協働を進めていくためのルールを定めたという形にしています。

○千葉委員

今、総合計画との関係について御答弁をいただいたのですが、第8章の中でこの総合計画に付随するのか、「総合的な計画」ということで、この条例の中には盛り込まれております。たぶん平成23年の地方自治法の一部改正の関係で、「総合計画」を「総合的な計画」にしたのかというふうに思っておりますけれども、これについても説明をお願いします。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

第 8 章の第 20 条で「総合的な計画」ということで、今で言います小樽市第 6 次総合計画にのっとった形での条文になっておりますけれども、おっしゃるとおり、地方自治法上から基本構想の策定の義務というのでしょうか、そちらが削られております。それを踏まえた形で、今回よりどころが地方自治法からなくなりましたので、その計画の必要性、将来の展望に立って、どういうまちをつくっていくのかというのは市としてもこれからは必要であろうという判断をいたしまして、名前としましては総合的な計画という形で、名称を改めておりますけれども、計画の必要性は十分認識しているということで、このような形で位置づけをさせていただきました。

○千葉委員

確認ですけれども、今おっしゃたとおり、将来的な展望を総合的な計画として位置づけすることは今後も変わらないということで、議決権に関してですけれども、議会での議決というのがある意味必要でなくなったというところもあるのですが、これについての今時点での考えというのはどのようになっているのでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

議会の議決の必要性の有無ですけれども、現在は第 6 次小樽市総合計画という基本構想の部分は、議決をいただいた形で計画を推進しております。今回の狙いの部分の多くは、次の第 7 次なのか、名称はまだ確定ではないですけれども、そういったものをこれから現在の総合計画の目標年度である平成 30 年度までの間で、どういった形で、例えば総合計画、まちの将来ビジョン的なものをつくっていくのか、今ある 3 層構造、基本構想、基本計画、実施計画という、あのような形をとるのか、そういった部分がまだ具体性としては方向性が定まっております。そのため、ここでは議決という部分は言葉としては出しておりませんが、市としては、その計画自体が今後も必要であるという判断で、自治基本条例の中で総合的な計画ということで位置づけさせていただいております。

○千葉委員

きちんと議会に示しながらそういうことも考えていただきたいと思うのですが、先ほど最高規範ですとかというお話がありましたけれども、自治体によっては、やはりそういう位置づけをしている、自治体の憲法などの文言で自治基本条例を制定しているところもあるというふうに思っております。

改めて本市の考え、そういうふうに文言を使わなかった考えについて伺いをしたいのと、あと策定委員会ですとかワークショップの中ではそういう議論はなかったのか、内容についてもお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

他都市でも最高規範とうたわれている例があるというお話が、まず一つございました。

本市におきましては、さまざまな考え方、最高規範と置いているところ、それから私ども小樽市の条例のように最高規範をうたっていないまち、さまざまございます。それぞれ理由はございまして、私どもが今回、最高規範的な位置づけというのを明文化しなかったのは、代表質問のときにも答弁させていただきましたけれども、形式的には、ほかの条例と同じ位置にある、一つの列に並んでいるという考えで、最高規範という言葉を使っておりません。条例間での整合性、自治基本条例と他の条例、こちらの整合性を保つというのは当然のことだとは思っておりますけれども、その自治の規範となる条例という意味では、この条例自体を尊重していくというのは最低限必要だということで最高規範という言葉を使わない形で内容はまとめさせていただいております。

それから、ワークショップ等々での議論、策定委員会での議論の内容ですけれども、やはり他都市の状況を踏まえながら策定委員会から、提言書をいただいておりますので、当然最高規範については議論になっております。最終的な提言書からも最高規範という言葉は出ておりませんが、その判断は私どもが今、申し上げた条例に優劣、上下関係はない、並列の関係にあるという御意見をいただいた形で、提言もそういう内容で出させていただいております。

○千葉委員

今、最高規範ということでは明文化していないけれども、そういう形で条文はまとめているということは最高規範になるということですか。わかりにくかったので、その辺をもう一度御説明願えますか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

条例としての位置づけに上、下というものは基本的にはないということで答弁させていただきました。ただ、条文の中で、ほかの条例との整合性を図るということを申し上げていますので、それはほかの条例から見て、自治基本条例を見たときにも同じことが言えると思いますので、ここで定めた整合性というのは、そういった相互関係の部分、そごがないような形でということで整理させていただいた部分になっております。

○千葉委員

◎市民自治について

次の質問に移ります。

前文に関して質問させていただきますが、前文の最後の部分で「市民自治の基本理念と基本原則を掲げ」と、市民自治という言葉をお使いになっているのですけれども、私はこの市民自治という言葉に関して、ちょっとなじみがないと思っております。この市民自治について説明願います。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

市民自治という言葉、たしか今回の条例では前文にしか言葉としては出てきておりません。その名のとおり、市民がみずから治めるという形になってくるのですけれども、今回のこの条例の中のつくり、みずから治めるというところまで具体的に書いているわけではありませんが、この条例の中で基本原則というものをまず大前提で置いていますので、それを踏まえたまちづくり、小樽市のまちづくりへの参加、それから協働、こういったものを、みずからの地域をよくしていくという意味での市民自治という形で位置づけた意味合いを持たせております。

○千葉委員

よく聞くのは住民自治という言葉で、何かその市民自治というふうに言われても、字のごとくと言われればそうなのでしょうけれども、逆に言えばわかりにくいという印象があったので、質問をさせていただきました。

◎「市民」の定義について

次に、定義について伺ってまいりますけれども、この定義の中で「市民」というのを市内に住所を有する者並びに市内において働く者うんぬん、いろいろ活動する団体がいますということで、住民以外を含めることにしたことについて説明願います。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

ここの第2条の「定義」の中で、「市民」の定義として「市内に住所を有する者並びに市内において働く者、学ぶ者、事業活動を行う者及び活動する団体をいいます」ということで、委員のおっしゃるとおり、住民に限らず広い形で市民というものを定義させていただきました。これは策定委員会の中の議論でも盛り上がった部分であるのですけれども、小樽市のまちづくり、取組というのは小樽市に住んでいる人だけで行われているものではないであろう、そういう判断がございました。

これまでも小樽市のまちづくり進めてきている中で、市内へ通勤されている方、それから通学されている方、それから事業を営んでいる方というのは大きくまちづくりに参加いただいております。これからのまちづくりを進めていく上では、こういった方々の経験ですとか、知識ですとか、それから人とのつながりという部分、どんどん大事になってくると思いますので、自治基本条例の中では市民のまちづくりという意味では、広い意味合いを持たせて定義させていただいたところであります。

○千葉委員

◎参加という文言について

次に、第 2 章のまちづくりの基本原則についてです。

第 4 条に「まちづくりは、市民の参加に基づいて進めることを基本とします」というふうにあります。この参加という文言ですけれども、今までも市民の定義の説明ですとか、前文にもあります条例制定の目的などからも、まちづくりに関してより市民がかかわってほしいという、そういう思いがあるというふうに感じています。

自治体によっては参画という文言を使っているところもあると思ひまして、小樽市では、この第 4 条のほかにも第 8 条ですとか第 12 条でも参加という文言になっています。それ自体を否定するわけではないのですけれども、やはり条例ということで、言葉一つ一つが非常に大切では、意味が深くなってくるのではというふうに感じておりまして、この参加とした理由について説明願います。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

今、委員がおっしゃった参加と参画の意味合いですけれども、策定委員会の中でもこの議論がございました。参画という言葉がいいのか、参加という言葉がいいのか。策定委員会の議論の中では、やはり市民にとってのバイブル、ルールになるものですから、なるべく一般的にわかりやすい言葉を使うべきだろうということで、参加という

ことで記載をさせていただいております。実際の言葉の意味、私も辞書で見た限り、参画というとやはり計画の画が入っておりまして、主には計画づくりに入っていくというのが意味合いとして持っているのかと思っております。参加のほうはそのとおり加わるということですから、もっと広い意味でまちづくり、計画づくりに加わるだけではなくて、まちづくり全体に加わるという

○千葉委員

今の御説明、非常に理解はできるのですけれども、本当の意味でまちづくりをしていくのは市民が中心となって市も市民も議会も一緒になってまちづくりを進めるという意味では、実際は計画段階から、より市民の声を聞こうという、そういう趣旨にのっとっているのであれば、参画でもよかったのかと思っております。先ほど言ったように、参加することを否定するわけではありませんが、今、説明があったとおり、参加にしたというのは単純にわかりやすい言葉で、意味は参画と同じということで理解してよろしいですか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

意味合いとしては今、申し上げたとおり、限りなくイコールに近いということで答弁しましたけれども、繰り返しますけれども参画の場合は、どうしても計画、画の字が入っていますので、主には計画づくりというのをイメージされてしまうのではないかと。参加というのは広い意味で加わるということですから、参画よりもまちづくりに対して広い概念でとれるのかという形で、参加という言葉を使わせていただきました。

○千葉委員

◎住民投票について

次に、代表質問でも質問させていただいた住民投票について質問したいと思います。

これについては、条例に位置づけられた理由について質問もしておりますが、改めて説明をお願いしたいのと、個別設置型というふうにした理由についてもお聞かせください。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

第 11 条の「住民投票」をなぜ位置づけたのかということの御確認でございますけれども、策定委員会の中でもこの部分はかなり議論されたところでございまして、提言書の中で出されているのは間接民主制を補完して直接住民の意思確認をする手段、これが必要ではないかということで意見が出されております。それから、策定委員会の中でも、どういう形で実施していくのが一番いいのか、個別型がいいのか常設型がいいのかという形で議論もなされた結果、個別型のほうがメリットが高いのではないかとということで判断したところであります。その提言書を受けまして、庁内で議論を行ったところ、内容的には同じ内容になります。住民投票の必要性、こちらはやはり市とし

ても十分大切なもの、必要なものというふうに考えておりますし、ただ、それには大前提として非常に慎重な判断が必要になってきますから、それぞれの事案ごとに条例を定める個別型という形で今回の条例では位置づけたところであります。

○千葉委員

ここでは住民投票ができる人を市内に住所を有する住民、一定程度限定をしているということであります。この投票できる人について、策定委員会ですとかワークショップ内の議論も含めて説明願います。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

住民投票の範囲ですけれども、条文の中では直接住民の意思を確認するためということで、市内に住所を有する方ということの意思確認、このために住民投票をやりますということで位置づけております。ただ、実際の投票の権利というのでしょうか、投票できる方の範囲というのは、また別に定める必要があるものだと思っております。その定めるべき部分というのが、別に定める条例の中でどういった方、例えばですけれども、年齢の部分は何歳にするのか、それから外国人の方をどうするのかという部分も出てまいりますので、住民イコール投票者という形には今の時点ではしておりません。

フォーラムですとか策定委員会、ワークショップの中でも、特に策定委員会の中なのですけれども、この部分は非常に意見が出された部分です。まず、住民投票の位置づけ自体がこの自治基本条例に必要なのかという部分も一つございました。やはり市民がこれからまちづくりを進めていく上では、住民投票という制度自体、直接市民の声が出てくるという部分では必要ではないかということで提言もいただいております。ワークショップの中では具体的に住民投票という部分、どの程度お話が出たか、私もすぐ今、頭に浮かばないのですけれども、あり方としては策定委員会の中では、非常に今回の自治基本条例の中に定めるべき必要なものであるという判断のほうは議論の中でいただいております。

○千葉委員

ということは、この条例の中では、住民の意思を確認するために投票を行うけれども、実際に投票する人というのは、この定義づけられている市民に広げて行う可能性もあるということで理解してよろしいですか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

今、住民を市民に広げて住民投票をする可能性はあるかという御質問だったのですけれども、基本的には市内に住所を有する方を大前提としております。

仮に市民に広げるとすると、例えば通勤・通学されている方、こういった方の把握というのは、絶対不可能ではないですけれども、例えば1年に1回しか通勤しないというのは、それを通勤というのかどうかあれなのですけれども、現実的な把握がかなり難しいと思います。ここについては、あくまで小樽市に住所を有する方、そちらの方を想定した内容で考えております。ただ、住民といいましても、先ほど言いましたように年齢の部分などというのがございますので、住民の意思を確認する、では小学生まで含まなければ住民ではないのかなどという話にもなってくるかと思しますので、そこを別な条例の中で何歳にするのか、例えば16歳以上にするのかという部分を次の投票条例の中で整理していくという形になるかと思います。

○（総務）企画政策室長

住民投票する案件については、条例にございますように重大な案件だということですので、それについては慎重な、やはり住民の方の意思を確認するために、住所を置いている方に今回この内容で、策定委員会からも提言が出ていましたけれども、その内容で範囲内ですということで、この条例では規定しているところです。

○千葉委員

今、いろいろお伺いしたのですけれども、今回議案とされたこの小樽市自治基本条例案ですけれども、ほかの条例と並列の位置づけであることですか、市民がまちづくりにかかわる、そういう役割責務が明文化されております。

して、本当に市民が非常にかかわりのある条例だというふうに思っております。

◎条例の市民周知について

今、いろいろとワークショップ等々の御意見も聞いたところですが、条例案のこの内容というのは、ワークショップの方々ですとか、策定委員会等でもんだ方々には、そういう議論の経過も踏まえて十分理解だとか承知はしていただいているのかと思うのですが、実際に条例にかかわる市民に対しての周知、こういう条文ができるということに関しては、時間的にどうだったかというふうに思います。その辺についてはいかがですか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

パブリックコメントを出したタイミングでの市民の反応ですとか、それから住民周知の過程というのは、実は何段階か踏んで私どもも行ってきております。さかのぼっていきますと、提言書が出た段階でフォーラムを開催して市民周知、広報等でまず一度、第1段階として行っております。それから、第2段階としましてはパブリックコメント、成案といいますか、今回の条例案をつくるまでに至った過程での市民周知、これが二つ目の段階になると思います。委員がおっしゃっているのは、たぶん三つ目のパブリックコメントの案ができた段階で、周知が足りなかったのではないかとということかと思うのですが、通常のパブリックコメント制度の流れの中で、私どもも今回の自治基本条例の周知については行わせていただきました。結果として2件しか御意見をいただけませんでしたけれども、先ほど申し上げた策定委員会ですとか、フォーラムを開催した時点で、その方々プラスその方々の周りの方の意見などもたぶん策定委員会の委員の皆さんというのは吸い上げて提言書をつくっていただいていますので、そういう意味では広い市民の方の御意見が反映された内容にはなっているのかと考えております。

○（総務）企画政策室長

今、主幹から大体原案ができたぐらいのときからのことをお話しさせていただいたのですが、説明させていただいているように、庁内的には平成21年1月から庁内の検討会をつくりまして、その後22年1月から外部の方が入った形で議論を進めさせていただいています。その間、広報おたる、最初が23年8月を皮切りに9月、10月、それから次の年の10月、11月、5回ほど、市では自治基本条例を策定するということで今いろいろな作業を進めているということで、広報おたるを使って市民の方にお知らせをさせていただいています。

それと、やはりこの条例は市民の方に十分知っていただくことが必要だということで、さらにホームページにもそれぞれ策定委員会の、今まで都合二十五、六回やっているのですが、その内容についても毎回議事録をホームページに出させていただいて、市民の方にできるだけ、我々としてはこういう形で策定を進めているのだということで、周知しているところでございます。

○千葉委員

◎条例の名称について

最後になりますけれども、今までの議論を聞いていて、とにかく市民にはわかりやすい条文の言葉ですとか、より深くいろいろな方々にかかわってもらうようなまちづくりに対する条例だと思うので、そういう意味からすると、小樽市自治基本条例という名前自体が逆にわかりにくくなっているという部分で、まちづくり基本条例でもよかったのではないかとというふうに感想を持ちました。その辺のそもそもの自治基本条例とした考え、まちづくり基本条例としなかった理由等について、最後にお聞きして私は終わりたいと思います。

○（総務）企画政策室長

まちづくり条例でもよかったのではないかと御質問だったかと思いますが、おっしゃるとおり北海道内の制定状況を見ますと、半数以上自治基本条例の例が多いのですが、それに次いで多いのがまちづくり条例という形で定めているまちが多くなっております。

今回の私どものつくりました条例なのですが、自治の一番基本となる条例、これをストレートに伝えたかったということで自治基本条例というふうにしております。まちづくり条例の場合、どちらかというと行政と市の

関係みたいな感じで組まれているケースもございまして、今回私どものこの原案の中には、議会の皆さんと市民の皆さんとそれと市という形で、わりと総合的な形で考えた条例になっておりますので、先ほど申し上げたとおり、自治の基本、そのままのとおりになるような形でこの名前を採用させていただいております。

○秋元委員

◎自治基本条例の必要性について

私からは初めに、小樽市のホームページの中に、自治基本条例の制定についてということでのホームページの中に、なぜ自治基本条例が必要なのかということで掲載されておりましたけれども、まず、なぜ必要なのかということについて、もう一度説明いただけますでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

市のホームページ中で、自治基本条例の制定についてということで、その必要性からこれまでの取組状況、それから提言の内容といった形で掲載をさせていただいております。その中でなぜ必要なのか述べておまして、以前の代表質問等でも答弁させていただいた部分と重なりますけれども、地方分権の流れの中で国と地方が対等な関係になってきて地方自治体の役割と責任が多くなって増えてきております。

それから、これは本市の抱える問題なのですけれども、少子高齢化が進展する中で限られた財源を有効に使っていくために、市民の皆さんのさまざまなニーズに応えていくために、これからの自治体運営というのは進めていかなければならないというふうに考えております。

新しいこれからの小樽のまちづくりを進めていくために、この問題を解決していくためにという部分なのですが、それぞれの役割、小樽市の役割、それから市民の役割、それから議会の皆様の役割ということで、こういった部分を明文化することで、市民の皆さんとある意味約束を果たしていくという形で、条例という形で明文化する必要があるのではないかということで、今回案として出させていただいています。

○秋元委員

◎約束という言葉について

そこで今、主幹もおっしゃいましたけれども、この文章の中で「条例を制定することによって、市民の皆様との約束として定めておく必要があるからです」と、こういう文章がありまして、実は条例の原案といいますか、この成案の中には市民の皆様との約束という言葉は出てきていなかったと思うのですけれども、しっかり読んだつもりなのですが、本文の中に約束という言葉はあったでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

今、委員がおっしゃいました約束という言葉、こちらは条例の中には出てきておりません。当然市民との決まり事を定めたものですから、具体的に言いますと行政運営の中で、例えば総合計画はこういうふうにつくっていきます、それから審議会を設けて市民の方の御意見を反映する形をとります、こういった意味がある意味、約束事、ルールごとなのかということで、約束という言葉は使っておりませんけれども、それぞれのやるべき役割、果たす内容のところで意味合いは持たせている形にしております。

○秋元委員

それで本文を見ますと、何々に努めますというふうに記載されておりますけれども、実は今言った、約束という言葉が非常に重たい言葉ではないのかというふうに思うのです。

今、主幹のおっしゃったことはよくわかるのですけれども、ただ本文の中で努力規定にとどめているものを、なぜ必要なのかというところでは約束というふうに非常に重たい言葉になっているものが原案の中に、条例案の中に盛り込まれていないということが非常に不思議に思ったというか、違和感があるのですけれども、普通の人が見ると、やはり約束というと非常に重たいことだというふうに思うのですが、この辺の捉え方はどうでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

確かに何か所か、努めますということで言葉を結んでいるところございます。実は実際に努めますという言い方をしているところと、しますという言いきり型の部分が分かれているところがありまして、例えばですけれども、総合的な計画については策定しますということで言いきっている部分でございます。

一方で、例えばですけれども、その次の次で行政評価という部分は努めますという形で結んでいる部分でございます。この違いというのが、例えばこの行政評価であれば、まだちょっと試行中の部分ですとか本実施に至っていない部分ありますので、これが本格実施になれば努めますという部分は当然外れてくるかと思えますし、そういった部分ではっきりこのことをやりますという部分と、実際にはまだちょっと制度として足りない部分、そういった部分については、これから踏まえて進めますという考えの下で使い分けのほうは行っております。

○秋元委員

わからないのですけれども、この条例が制定されて、市民の方がこの条例を見たときに、努めますというふうになっておりますけれども、努めるということは約束、市と約束するということです。そのニュアンスが心配するところなのです。真面目な方が見ると、やはり約束ということは非常に大事なことです。それが本文の中に盛り込まれていなかったというのは非常に残念で、なぜなのかということで伺いまして、一つ約束ということがポイントになるのかというふうに思います。

◎各文言の定義について

次に行きますけれども、今回、策定委員会から提言書が市長に提出されておりますけれども、その提言書の中の各文言の定義ということで何点か書かれておりましたが、この策定委員会からの提言書のこの文言の定義という部分についてはどのように受け止めていますか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

今の御質問は、第 2 条で「定義」という項目を起こしておりますので、その部分ということで答えさせていただきます。

先ほど「市民」の部分については広くとれるような形で、市外から通勤されている方、学ぶ方も含めますということで定義をさせていただいております。

それ以外の「協働」の定義なのですけれども、今回の案では「市民、議会及び市が、それぞれの責務と役割を認識し、お互いを尊重しながら協力し行動することをいいます」ということでつくっておりますが、提言書の段階では、この「お互いを尊重しながら」という部分が対等な立場に立ってという形で実は出されております。実際に、庁内の内部での議論の中では、対等な立場という部分もちろんわからなくはないのですけれども、ある意味それぞれの役割ですとか、それぞれ立場がやはり違いますので、ここはお互いを尊重しながら協力してまちづくりを進めていまいしょうということで整理をし直しております。

以下、「コミュニティ」と「まちづくり」については、基本的には提言書をいただいた内容で整理したものでございます。

○秋元委員

今回の条例案については、ほぼその提言書に沿った形の条例案ということでいいのでしょうか。

○（総務）企画政策室長

市民の方を中心に条例策定を進めてきたという経緯がございます。そういう意味では、2 年以上にわたる議論をしていただいたので、私どもは大変感謝というのですか、重く受け止めてございます。

それで今回、策定委員会から提言を受けて、それを庁内で議論してきたのですけれども、基本的にはやはりこの策定委員会の提言を重く受け止めると。そして、正式に条例になった上でどうしても不都合な部分、そういうものがないかということを中心にチェックさせていただいたという部分もございますので、基本的には策定委員会から

いただいたものを重く受け止めて庁内議論させていただいたという形になってございます。

それと、先ほど約束についてあったのですけれども、ここで答弁するのはちょっと違反かもしれませんが、答弁させていただきますけれども、確かに努めるという形になってございます。ですけれども、自治基本条例というのは、やはり文章にして市民の方に、市はこういうスタンスで仕事をしていくのですということ、これがやはり一番の大きな部分かと思っていますので、我々としてはやはりこの市民に向けてこういうスタンスでいくということで、約束という言葉は入ってございませぬけれども、市としての姿勢を示すものというふうに思っております。

○秋元委員

約束の話に戻ってしまったのですけれども、そうであれば私は、ホームページでも公表しているわけですから、約束という言葉は盛り込むべきではなかったのかというふうに考えまして、質問させていただきました。

戻りますけれども、今回、策定委員会から提言書が提出されまして、「協働」という文言の定義が「市民、議会および市が、それぞれの責務と役割を認識し、対等な立場で協力し行動をすることをいいます」ということで、今回、文言が修正されておりますけれども、そもそも策定委員会から提出された提言書自体が、本当に市長なり議会が市民の方と対等な立場だということと考えてつくっているのかと、その出発点のところから非常に疑問に思ったのです。私自身は、市長、議会は市民と優劣をつけるとかということではなくて、その責任上対等ではないと考えていまして、そういうところから出発すると、中身ももしかしたら変わるのかと。策定委員会の方々の言っている市長、議会、市、また市民が対等であるということで作られた、この提言書に沿ってつくられたその条例の原案が、本当に策定委員会の方々がつくったその趣旨に沿っているのかというふうに思うのですが、その辺はどうでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

例示で対等な立場の部分もございましたけれども、提言書自体には「対等な立場」と条文としては表しておりますが、その中にあるのは、お互いの立場を尊重しながらということで解説がついております。意識としては同じ意識だったのですけれども、結果として対等な立場という言葉で策定委員会は整理して出されております。

今回、私どもは提言書を前提に踏まえて、最大限尊重したわけでございますけれども、先ほど話をさせていただいたとおり、基本的な部分でおかしい部分、文章としておかしい部分、そういった部分の整理のほか、それからやはり項目として足りないものを足したというケースもありますが、提言書を最大限尊重しつつ市で足りない部分を補足したという部分もございますので、そういった形で条例をつくり上げたということで認識しております。

○（総務）企画政策室長

あくまでも案は、策定委員会でも最初「対等な立場で」という文言が入っていましたが、基本的にはお互いに立場を尊重しながらという部分でございまして、市と議会と市民が全く同じベースのものではないというふうに思っておりますので、策定委員会としてもその辺は意識して策定、提言がまとめられたと思っております。

○秋元委員

それはしっかり策定委員会の方に確認されたのですか。非常に心配なのです。このことをこの文言を基に時間をかけていろいろと議論をされて、最終的にこのように提言書という形でまとめられたということは非常にすばらしいことだと思うのですけれども、その出発点の文言が、皆さんが考えていることと策定委員会の考えていることが違えば、中身は大した、文言を変えただけだからいいだろうと思うかもしれませんが、私自身は、市長なり議会と市民の方がいろいろな責任の意味で対等だとは思えないので、そこからスタートしないと本当にいい自治基本条例なり、まちづくり基本条例というものはできないと思っているのですが、今のお話ですと、そういう思いでいるという答弁をいただきましたけれども、文言を変えることは、策定委員会の方にこういう改正といいますか、改定しますというお話とかはされていますか。

○（総務）企画政策室長

策定委員会にはそういう話はしていません。答弁の繰り返しになりますけれども、対等という言葉の認識ですが、策定委員会で考えているのは、上下関係がある、そのことではないです。お互いのそれぞれの立場を尊重しながらまちづくりを進めていく、そういう議論はあったと思いますので、そういう部分を策定委員会の基本的な考えで議論されていると私は認識してございます。

○秋元委員

◎市民への情報提供について

言葉って難しいですね。いろいろと策定委員会の議事録なども読ませていただきましたけれども、本当に言葉のニュアンスとかで受止め方もかなり違ってくというふうに思いまして、次に進みますけれども、この策定委員会の提言書の中で、「情報の提供」について解説の中で、市につきましては、広報紙、またインターネットなどで工夫して、必要に応じて意見交換などを行って、直接対話ができる場の設置も必要であるというふうに言われておりますけれども、これはこのとおり同じ考えでよろしいですか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

「情報の提供」ということで、提言書には、今お話しいただいたとおり、既存の広報誌などを使って工夫し情報提供する方法が一つ、これは当然広報誌にどのように工夫するのかを考えて進めていかなければならないと思っております。

それから、意見交換会など、直接対話ができる場の設置ということですが、こちらも例えばですが、市長と語る会ですとか、町会等の連絡会議がございまして、対話ができる場は何個か設けております。こういったものをこれからどのように広げていくのか充実させていくのかというのは、またこの条例の中で整理といいますか、検討していかなければいけない課題ではあるかとは思っております。具体的な手法につきましては、以上であります。

○秋元委員

◎参加及び協働について

次に、今回その条例の中で言われている協働という言葉、よく使われますけれども、私も使いますが、協働というのは具体的にどのようなイメージでここに盛り込まれているのか伺いたいと思います。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

条例の制定の目的でも、お話をさせていただきましたけれども、地域の限られた財源、これの下にみずから決定してみずから責任を持って実行するという考え方を基本にしていた場合、どうしても行政だけでは回りきらない部分というのも現実的に出てきているところがございます。そのときに、住民をパートナーという形で、一緒にこのまちを知恵を出し合いながらつくっていきましょう、一緒に考えながら、行政だけでまちづくりをするのではなく、市民、議会、そして市の三者が協力しながらまちづくりを進めていくという意味で、協働ということで、定義をさせていただいております。

○秋元委員

それで、9 ページに移りますけれども、参加と協働の 2 つめに、「市は、政策の立案、実施および評価の各段階において、市民が参加できるよう努めます」とありますけれども、まず成案では「意見が反映されるよう努めます」というふうに文言の修正がありましたけれども、具体的にどのように参加することが考えられるのか伺いたいと思います。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

まちづくりに関する政策の立案、実施についての市民参加ということで今お話しいただいたかと思いますが、具体的に例を挙げて申し上げますと、政策の立案ですので、今で言う総合計画の基本構想の部分、ここが政策になってくるのかと思います。こういった部分の総合計画の策定において市民の方に審議会として入っていただく、それ

から広く御意見をいただくという意味で反映されるように努めていくということでの記述としております。今は総合計画ということで例を出させていただきましたけれども、広い意味でいろいろなまちづくりに関する計画等もございますので、そういったものの中には、可能な限り市民の皆さんの御意見を反映させる方向で進めてまいりたいということでの規定としております。

○秋元委員

具体的には、まだあまりないということですか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

今、例示として総合計画というふうに言わせていただきましたけれども、まちづくりに関する部分、定義をかなり広くとっております。本当に今は総合計画という大きな話題を出しましたけれども、そういった意味では、もう少し具体的な事業をやるときに、住民の方に例えば説明会なりを開いて意見をいただくという場面もあるでしょうし、それから広報的な活動の中で、まち育てふれあいトークなどの形で職員が出ていって説明する場もありますので、そういった中で可能な限り声を拾っていくということで想定をしております。

○（総務）企画政策室長

この条例が施行されたからといって、その日を境にがらっとそういう制度が変わるということはないです。ただ、これを職員に浸透させていって、それぞれの部局で今までは計画策定のときに市民の意見というのはパブコメぐらいだったものが、もう少し何かアンケート調査をやるとか、そういうものを根づかせていく、そういう形で考えてございますので、一朝一夕にある日突然変わるということではないということだけは、御理解いただきたいと思っております。

○秋元委員

それは私たち議員の勉強会の中でも講師の方から、この条例が制定されてもその効果というのは5年後、10年後になるだろうという話をされていまして、それはそうなのだろうというふうには思うのですが、実際に条例の中でうたわれて、楽しみにされている市民の方もきついていると思われまので、具体的にどういう機会があるのかということで質問させていただいたのです。次には、市民参加の仕組みというものがうたわれていますけれども、市民参加について、これも具体的にどういうものがあるのか、いろいろな機会があると想定されますけれども、具体的にどのような参加が考えられているのか伺いたいと思います。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

市民参加の部分ですけれども、答弁が先ほどと重なる部分がございますが、計画策定のための審議会や、事業の実施に係る説明会など、市民参加の手だてというものをつくっていく中で判断していくものと思っております。

例で挙げますと、例えば第8条第3項に、「市民参加の仕組みを整備するに際し、参加する市民の年齢構成、男女比等について配慮します」ということでうたっておりますけれども、例えばですが、子育てに係る計画なり事業なりを行うときには、その子育て世代の方を対象にするとか、それから女性の方にも入っていただくとか、それから説明会の時間、子育ての時間に影響がない時間に開催するといった、そういった配慮を含めた意味で市民参加の仕組みを整備する際の心がけというのでしょうか、そちらを規定させていただいた部分になります。

○秋元委員

◎コミュニティづくりと市民周知について

条例案第10条の中には、「市民、議会及び市は、コミュニティがまちづくりにとって重要であることを認識し、守り育てるものとします」ということで、当然市民の方が参加する部分ではコミュニティという部分に関連してくると思うのですが、この辺はどのように考えますか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

今、委員がおっしゃったとおり、コミュニティの重要性、こちらの認識は十分ございます。小樽市の場合、どう

しても町会の活動、町会と市とのつながりという部分もかなり大きいと思っておりますし、コミュニティですから町会に限らず、例えばまちづくり団体ですとかボランティア団体などという部分もございますので、その部分を大切に育てていくということで、これからの重要性、それを市も議会も市民も十分認識してまちづくりを進めましょう、コミュニティを大切にしましょうということで、今回規定させていただいた部分になっております。

○秋元委員

結構今は、町会に入りたがらないといいますが、私が知っている町会でも会費を集めに行っても会えないですとか、会ってお話をしても実際その町会に入りたくないという方も結構増えてきていると感じるのですが、当然この人たちも市民、住民ですから、この条例の対象になると思うのです。そういう方々にはどのようにこの条例を周知していくかというのは非常に大変な作業になると思うのです。うたっているその条例の中身の考え方はわかるのですけれども、実際進んでいる町会離れといいますが、これとコミュニティづくりという部分の考え方に整合性を持たせて説明いただければと思います。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

コミュニティ不参加の方に対する周知のケアという部分の御質問だと思うのですが、この条例の中では具体的に、そういう町会に参加したくない方に対しての具体的なアプローチというのは何もございません。ただ条例をこれから広く周知していく中では、集まっていって説明する手もちろんありますけれども、先ほどから申し上げているとおり、広報誌なりホームページでその部分は具体的にわかりやすく説明できる形で周知に努めて、可能な限り皆さん同じ認識、町会に対する不参加という部分の認識を何とか意識を持ってもらえるように高めていくために、周知には努めていきたいと思っております。

○秋元委員

◎議会、市民への説明について

それで、結論から言いたいと思いますが、まず今回、パブリックコメントで市民の方から2件の意見があったと。先ほども最初に言いましたが、この条例の中でも、必要に応じて市民の方の話を直接聞く場を設置する必要があるというお話を盛り込んでおきながら、今回、いきなり条例案が、出てきたことに、今もいろいろな文言ですとか意味合いについての質問をさせていただきましたが、非常にわからない部分ですとか、不明な点がたくさんあって、私としては例えば議会にもっと説明があってもよかったのではないかと。例えば、そのパブリックコメントの話も先ほどありましたけれども、もっと町会などに出ていって自治基本条例の説明をしていろいろな意見を集めるなど、こういう工夫はできなかったのかと思うのですが、この辺はいかがでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

他都市の例を見ますと、パブリックコメントと同時に説明会をやっているというケースもございます。

私どもの場合は、そこまで説明会というは形とりませんでしたけれども、パブリックコメント、通常の手続の流れの中で、広く市民の皆さんに周知を行ってきて、先ほどホームページの閲覧の状況ですとか、広報誌での取り上げの状況等の答弁をしましたが、今回の条例案をつくるに至りましては、その足りない部分を補う形で過去の部分、過去の策定委員会から積み上げてきた部分を含めて出されたものということで考えておりますので、パブリックコメントの実施を行ったことで市民周知を図ってきたということで考えております。

○（総務）企画政策室長

先ほどから答弁させていただいておりますけれども、同じようなことですが、何年か前から市民の皆さんに広報誌を通じて、この自治基本条例を市としてはつくっておりますということの広報もしてございますので、そういう経過的な部分からつくり上げてきたものというふうに思っておりますので、最終的にもう一度市民の方の意見を聞くことも、そういうことも考えられますけれども、我々としては今回、策定委員会からいただいたことで市民の方の意見も踏まえているという形で考えてございまして、今回、条例案として提出させていただいたところでござ

います。

○秋元委員

終わりますけれども、いろいろと議論をする中で、策定委員会の議事録やワークショップなどの議論の中身も見させていただきましたが、例えば私たち議会にかかわることが本当に正しい情報で議論されているのかということをお伺いしたら、決してそうではないとお話をされていまして、本当はそこに議員なりがいて、例えば議会の情報なども話ができればよかったでしょうし、若しくは議論が進んでいる中で、例えば市のこと、市職員にかかわること、議会にかかわることによって正しくない情報で議論が進んでいるところがありましたから、本来は正しい情報をしっかり提供できる人にいてもらったほうがいいのではないかという話をさせていただきました。実際今回こういう条例案が出てきて、先ほども言いましたけれども、本当はもっと丁寧に説明をしていただきたかったというのが私の考えであります。

○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

○斎藤（博）委員

◎自治基本条例における市民の定義について

最初に、条例の定義の部分からお尋ねしたいのですが、改めてこの条例で言う市民という部分の範囲なり定義をお聞かせいただきたいと思います。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

今、市民の定義という部分で御質問をいただいておりますけれども、先ほどの答弁と重なる部分もございますが、市内に住所を有する者並びに市内において働く者、学ぶ者、事業活動を行う者及び活動する団体ということでの市民、広くとらせていただいた形で定めさせていただいております。

○斎藤（博）委員

次に、具体的に言いますけれども、小樽市民をこのように定義されると、いろいろなパターンが考えられます。住んでいる人もいるし、働く人もいるし、学ぶ人もいるし、事業活動をやっている事業者の方もいるということになるわけですが、その際、性別、年齢、国籍については、どのような考え方に立っているのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

市民の定義の部分ですが、今、申し上げた中では、この条例の中では、年齢別とか性別ですとか、それから国籍うんぬんについては定義しておりませんので、市民に含まれる形になる考えでございます。

○斎藤（博）委員

そうすると、これからの出てくる全部の市民はということには、年齢、性別、国籍は問われていない、そういう理解でよろしいですね。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

今、委員のおっしゃったとおりでございます。

○斎藤（博）委員

◎「市民参加」の推進について

次に、第8条の「市民参加の推進」に関連してですが、市は、まちづくりに関する政策の立案、実施及び評価の各段階において、市民の意見が反映されるよう努めます」というふうに書かれているわけですが、まずは前段に政策の立案、それから実施、評価、各段階というのは具体的にはどういうことをおっしゃっているのかお聞かせいただきたいと思います。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

第 8 条第 2 項の部分での御質問かと思います。これも答弁が重なる部分がございますけれども、まちづくりに関する政策の立案ということで、大きく言いますと、今あります総合計画の基本構想、こういった部分の立案、計画を立てるという段階での市民参加の部分の一つ、それからそれを実際に実行していく部分の中ですが二つ目、最後にその結果からこういう判断でその政策の効果ですとか問題点、こういったものを洗い出して次の展開へ図っていくというのが評価になるのかと思います。そういった流れの中で、市民の方の意見が各段階で反映されるように努めるということで規定させていただいた条文になります。

○斎藤（博）委員

そういったときに第 2 項、第 3 項にかかわって市民の意見が反映されるように努めますというのと、それから市民参加の仕組みを整備する際にうんぬんと書いてあるわけなのですが、この辺の具体的なイメージというのはどういうふうにお考えなのか、具体的にこういう市民の意見が反映されるその政策の立案、実施、評価の段階で、市民の意見が反映されるように努めますというのは、具体的にはどんなことをどういう方法なり、どういう場面をお考えになっているのかというのをお聞かせいただきたいと思います。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

具体的な市民意見の反映の手法の御質問かと思います。具体的な部分としましては、これまでは先ほども申し上げたとおり、計画の策定時には審議会を設置する場合もございますし、実際に事業を実施していく中で説明会を行う場合もございます。

それから今回、条例案について市民の皆さんから御意見をいただくためにパブリックコメント、市民意見聴取というのでしょうか、そういった制度も今持っておりますので、こういった形の市民参加を提供してまいりますけれども、これ以外に、この条例ができることで、他にこういったものが考えられるのかというのは、これから整理していく部分になるかと思います。

○斎藤（博）委員

◎自治基本条例第 11 条の住民投票について

次に、第 11 条についてお尋ねしたいと思います。

条例では、住民投票を実施することができますということが書かれているわけですが、実施できるのは市長ということになっています。ここで言われている例えば市政に関する重要な事案について、住民の意思を確認するためにという前提条件があるわけなのですが、例えばどのような事案をイメージしたらいいのかというふうに思うのですが、具体的にどのようなことを考えられてこの条例はつくられていますか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

市政に関する重要な事案の想定についての御質問ということで答えさせていただきます。市が行う事業の中での話になりますが、直接市民の方にその賛否を問う事案ということがまず大前提となります。具体的には代表質問のときにも答弁させていただきましたけれども、具体的に何というのは現時点で想定しているものではありません。ただ、住民投票の対象にならないだろうというものは何点が想定しておりまして、それで考えていきますと、先ほど申し上げましたけれども、市の権限に属さないもの、これは対象から外れるだろうと思います。それからあと特定の市民ですとか地域限定の話、そういう地域特定の本当にピンポイントの場所にしかかかわらない事項については対象にならないと考えております。あとは、法令で別に定めている住民投票、リコールなどがございますので、そういったものは線引きが必要なのかと思っております。主にはそういった形で、何をというよりは、こういったものは除いた形で、市政に関する重要な案件ということで考えさせていただいております。

○（総務）企画政策室長

今、主幹から答弁させていただいたように、市民に直接その賛否を問う必要があつて、市や住民全体に大きな影

響をもたらすものということで、特に今、想定したものはございません。例えばですけれども、他都市の状況を見ますと、これも本会議で答弁させていただきましたが、原子力発電所の誘致とか建設とか、それは小樽市にはないと思いますけれども、それから産業廃棄物施設の設置ですとか、最近では全国的に小平市の都市計画道路の部分で住民投票を行っていますけれども、そういう市全体に大きく影響を及ぼすものがその対象になると思ってございます。

○斎藤（博）委員

次に、この住民投票については、あえて住民と言いかえているというか定義しているのですけれども、要するに住民登録をしている人という意味ですね、住民登録をしている人に限定した理由というのを、もう一度お聞かせいただけますか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

先ほど市政に関する重要な事案ということで御質問がありましたので、例示として原子力発電所のうんぬんという答弁がありましたけれども、やはりそこに住所を持っている方、みずからの生活の拠点をそこに置いている方に対して、住民投票の判断というのがまず必要なのではないのかというのがございます。あわせまして、これも先ほど申し上げましたけれども、通勤、通学している方の要件というのでしょうか、それを判断するのが実務的にはかなり厳しい部分がございますので、ここではあくまで住民ということで、人として把握できる意味合いを持たせて住民ということで規定させていただいております。

○斎藤（博）委員

基本的には技術的というのですか、その意思を確認する方法として住民登録されている方というのは基本の基本だということは理解するつもりなのですが、例えば小樽市でもそうだと思うのですが、例えば住民登録している市民の数と、例えば国勢調査、実際調査をしたときに住んでいる方の数字というのがありまして、例えば直近の小樽市の国勢調査の住民という部分と、それから住民登録している住民という部分では、差があるということは御承知だと思うのです。そういう場合、実態的な住民という部分について、技術論的には私も少しはわかるのです。住民登録していない人をどうやってやるのかといったら、金がかかるとか手間がかかるとか時間がかかるとか、もっと言うと相手を設定するのは極めて難しいという難しさもあると思うのですけれども、一方で、実際、住民登録はあるけれどもいない方も当然いらっしゃいますし、逆に住民登録は例えばどこかに置いてあるのだけれども、小樽でもう何年も住んでいる方もいろいろな事情の中ではいるわけですから、例えば住民登録をしないで国勢調査上に出てくる市民というのはどのように考えたらいいのでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

今、委員がおっしゃった国勢調査との差という部分もございますし、現実的に国勢調査うんぬんでなく、おっしゃったように小樽市に実際は居を構えているのだけれども住民登録はされていないという方、いらっしゃるのだと思います。ただ、住民基本台帳法上の規定としては、転入してから 1 週間以内に届けなければいけないという前提がありますので、それを届けていないというのは生活の拠点が実はそちらの住民票のあるところに持っているのだという可能性も十分あると思いますので、現実的な部分と、その法の判断の部分とかなり線引きがこれもやはり難しいところだと思いますので、住民投票についてはおっしゃっていることはわかりますけれども、現実的には押さえきれない事項なのかなと思っております。

○斎藤（博）委員

例えば、技術的に難しいからこういう表現をしているのか、それともやはり住民登録をしていないということが決定的な意味を持っていて、やはり参加の資格がないと考えたほうがいいということなのですか。技術的なクリアできるのかという問題もあるのですけれども、そうでなくて、実際住んでいるのだけれども住民登録していない人というのは、小樽のまちづくりについては基本的には参加する、今、主幹がおっしゃっているように基本的なこ

とをやっていないのだから、いないと同じだというふうに考えていくということでしょうか。

○（総務）企画政策室長

住民の定義は、地方自治法でもあると思いますけれども、基本的に我々は自治法のいう住民の定義ということで住民票を置いている方をベースにしてございます。住民票を置いていれば税金を納付する義務が発生しますから、そういう意味では責任のある意思表示を確認するために住民に限定して住民投票すべきだと考えてございます。

○斎藤（博）委員

次に、これも住民投票の関係ですけれども、事案ごとに必要な事項を規定した条例を別に定めるというふうになっていて、ここでは定めないということになっているのですが、事案ごとに必要な事項を規定した条例を別に定めるといえるのは、どういった意味があるのかお聞かせいただきたいと思います。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

必要な事項を規定した条例を別に定めるということで、第11条で規定しておりますけれども、私どもの考えとしては、住民投票条例の考え方には、個別型と常設型というのがございまして、私どもとしては個別設置型、案件ごとに条例を定めるという方式をとっておりますけれども、常設型、個別型にはそれぞれメリットがございまして、私どもが、この個別型にしたのはメリッ的なもので判断させていただいております。その事案が先ほどはっきりしたものを出せませんでしたけれども、その事案によっては、例えば投票の対象者ですとか、それから投票の有効性ですとか、そういったものを判断できますので、案件に応じて対応できるというのがひとつ大きなメリットとしてあると思っております。

それから、最終的に住民投票条例というのを定めますから、議会の議決をいただかなくてはなりません。ですから、そういった意味ですごく慎重な判断、議会の議決をいただいた上で住民投票が行われるというメリットがあると思っております。

○斎藤（博）委員

次に、市長は、小樽市は、住民投票の結果を尊重しますとなっているのですけれども、この尊重の部分でも、考え方が二つあるのは御承知かと思うのですが、要は絶対尊重するのか、それとも参考にするという意味で、行政用語的に言うと拘束型住民投票なのか、諮問型住民投票なのかと、小樽市の言っている住民投票の結果の尊重というのは、どちらを想定されていると考えたらよろしいのですか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

拘束型なのか諮問型なのかということでの御質問だと思うのですけれども、私どもの条例ではあくまで市は尊重しますということであっておりますので、諮問型の住民投票条例という形になります。

○斎藤（博）委員

諮問型という考え方に立ってこの条例をつくっているということでもよろしいですね。よく言われているのは、市長も私たち議員も、選挙という俗に言うと洗礼を受けて、市民の皆さんから負託をされている者として議会にいて、市長になっている。それから住民投票というその行為も、集団の意思としてはそれとは矛盾しない若しくは対立しないものとして、集団意思表示の仕方の一つだというふうに地方自治法などではいわれていると思うのですけれども、それでましてや、小樽市のように事案ごとに必要な事項を規定した条例をつくってやるというのは、前段に議会の条例づくりという作業が加わっているわけです。そういったものをくぐった結果であっても、拘束性がない、あくまでも尊重するのだという考え方に立っていると言っているわけですから、その根拠とは何ですか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

今、委員がおっしゃっていた部分、私どもは諮問型ということで定めておりますけれども、逆に言うと拘束型の住民投票条例というのは、なかなか認められておりません。おっしゃっていた議員の皆さん、それから市長は、選挙で選ばれた皆さんです。その方々の議決を受けて条例が決まり、それで住民投票が初めて動き出して、最終的に

結果が出て、それを尊重するという言い方しかしておりませんが、当然、結果として出ますので、それを受け止めていく中で、最終的な判断をまた議会ですていくという形になると思います。

○斎藤（博）委員

こだわらせんけれども、常設型ではなく事案ごとに必要な事項を決めた条例を、議会の議決を得た上で制定し、行った住民投票の結果は、あくまでも参考意見ではなく、拘束型なのか諮問型なのかと言ってしまうと厳しい部分があるのですけれども、要するに市長がルールを提案して、それを議会が了解して、条例化したルールに基づいて、このテーマについて住民投票をやりますと言ってやった以上は、やった結果というのは尊重義務があるというだけではなく、相当重たいものではないのかと思うものですから、拘束してしまえということではないですが、あくまでも住民投票というのは諮問しているだけではなく、もう少し重いものではないのかと思うのですけれども、もう一度答弁していただいていいですか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

確かに住民投票条例というところで、一度議決という部分をクリアして、その結果を尊重するという言葉の意味ですが、それを考え、当然投票結果というのは尊重されるべきだと思います。尊重という意味合いも一つあります。しかし実際にその結果を慎重に検討していった結果、違う判断が出る場合というのもあり得るわけです。ですから、それは大切に尊重という形はとりますけれども、結果的にそれと違う答えが議決という部分で最後に示されるのであれば、あり得る話かと思います。

○副市長

住民投票についてですけれども、今の法制度上、憲法があつて、地方自治法があつて、議会の議決によって決まるものです。住民投票は確かにやります。物事を住民投票で決めて、投票結果をそのまま尊重する若しくは議会で違う議決をしたとしても、その議決結果は尊重されるのです。議会の議決が優先されるのです。それは今の法制度上ではどうしようもない話です。

住民投票、確かに個別に投票条例をつくってやりました、やったはいいいけれども、結果を尊重する以外に、我々に何ができますか、できないです。だから、今の法制度上は、もうどうしようもない話なので、あくまでも尊重して我々は意思を決定していきますという、答弁だということを御理解いただきたいと思います。

○斎藤（博）委員

住民投票条例があつて、住民投票があつて、投票結果があつて、それを市長が、投票結果を受けて、それに基づいて政策を立案するなり変更したときに、それをもう一回議会にかけなければならないという部分もあることはわかっているのですけれども、結果の部分だけを見たときには、基本的には尊重する立場というのを明確にしているものから、質問させていただきました。

もう一つ、住民投票の絡みですけれども、市民の権利としての住民投票という部分については、ここは市民の権利についてはまちづくりに参加することができるというのと、その知る権利を有しますという部分があるわけですが、市民の側からの住民投票について、どういう議論なりどのように考えてこういう条例をつくられたか、お聞かせいただきたいと思います。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

住民の方から条例制定の請求があつた場合ということでの話かと思うのですけれども、今回の条例案ではあくまでも市長が住民投票を実施できますということで定めさせていただいております。今、委員がおっしゃったように、市民の側からの条例制定請求という部分もございますし、委員の皆さんからの提案という部分ももちろんございます。なぜ、ここで市長という形をとらせていただいたかというのは、今回のこの自治基本条例の目的というのが、市民がまちづくりに参加するための基本的なルールということで、その中の一つの手段として住民投票が考えられるということでの位置づけでございます。その中で、市長が住民投票を実施できるということをここで述べること

で、そういう制度の何ていうのですか、今まで地方自治法の中でしか出てこなかったものが、ここで生きてくるという形で考えて規定したものになっております。

○斎藤（博）委員

その場合は、従来どおり地方自治法で言っている、例えば条例制定なり廃止の直接請求とか、議会の解散だとか、市長、議員のリコールとかと、市町村合併も含めていろいろ権限を持っていますけれども、そういう市民の側からの住民投票の権利の行使というのは、従来どおりの地方自治法の第74条なり第76条に基づくものを想定しているという理解でよろしいのでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

今、委員がおっしゃったとおり、地方自治法上の規定にのっとった形で整理したものでございます。

○斎藤（博）委員

◎総合計画について

質問を変えて、総合計画について何点かお尋ねしたいと思います。

改めて、従来小樽市は総合計画という言葉はずっと使っていたのですがけれども、その総合計画という言葉をやめて、総合的な計画というふうに切りかえたわけですがけれども、その辺の違いなり考え方についてお聞かせいただきたいと思います。

○（総務）企画政策室薄井主幹

総合計画につきましては、平成23年に地方自治法の一部改正がございまして、その中で基本構想の策定義務が撤廃されたという状況でございます。そういう中で、現在第6次総合計画を30年度までの計画ということで進めていますけれども、その先の部分がまだ確定していないという状況の中で、総合計画という名称になるかどうかともわからないというところもあるものですから、市全体を考える上での総合的な計画という形にさせていただいたところでございます。

○斎藤（博）委員

その辺については後でまた質問させていただきたいと思うのですがけれども、条例の中で、第20条第4項に「社会状況に大きな変化があった場合は、必要に応じて総合的な計画の見直しについて検討します」と書かれているわけですがけれども、ここで言う社会状況に大きな変化があった場合というのは、どういったものが想定されているのかお聞かせいただきたいと思います。

○（総務）企画政策室薄井主幹

具体的にどういう場合を想定しているという状況ではございませんけれども、これまで総合計画を策定し、計画を進める中で、それぞれ例えば、今の第6次総合計画でございますと、2年以上の時間をかけて策定をしてきているという状況の中で、10年間の指針を示したという中で、なかなか見直しをするという考えにはなかったと思います。ただ、いろいろと状況の変化が激しいという中で、今回、自治基本条例の中で見直しというものも検討するということをうたっているという状況でございます。

○斎藤（博）委員

以前に、私は、エネルギー政策への関連で、東日本大震災というのは小樽市の防災計画とか総合計画にとって大きな社会状況の変化だった、あれを経験したということは、どう影響したのか。それから、原発事故の深刻さを踏まえて、エネルギー政策の特に省エネの部分では、小樽市は地球温暖化という問題意識とか二酸化炭素の削減という問題意識はあるけれども、そのエネルギーの構成の問題とか自然光の活用については、あまり踏み込んでいなかったもので、大きな社会状況の変化ではないですかと聞いたのですがけれども、東日本大震災は社会の大きな状況の変化には該当しないのですか。

○（総務）企画政策室薄井主幹

エネルギーの関係も含め、東日本大震災の関係などもそうですけれども、やはり社会状況的には非常に大きな変化があったというふうには考えてございます。ただ、繰り返しの答弁になりますけれども、今まではそういう見直しという部分を考えてきていないというのが基本的なスタンスで、今後は、今、事案のお話もございましたけれども、見直しを検討するということが一つ出てきているわけですので、それぞれ個別の判断になるかと思えますけれども、今後はそういう見直しの検討というのが総合計画においてもあり得るところで考えているところでございます。

○斎藤（博）委員

次に、中身についてお聞きしたいと思うのですが、第20条第2項で市は総合的な計画の策定に際しうんぬんと書いてあるわけですが、この総合的な計画を策定する根拠というのはどこにあるのですか。

○（総務）企画政策室薄井主幹

総合計画は従前、先ほども答弁をしましたが、地方自治法の中で基本構想を策定しなさいという義務づけがございました。平成23年に地方自治法の一部改正がございまして、現在は義務づけが撤廃されてございまして、本市におきまして、現在はその総合計画を策定する義務というか位置づけというものはないという状況でございます。

○斎藤（博）委員

そうなのです。要はこの第6次総合計画をつくるために準備して作業して、できたことと、例えばこの自治基本条例が小樽市でできようとしている平成25年度では環境も違うのです。ですから、もっと前に自治基本条例をつくっているところは、総合計画というのは地方自治法に基づくものだという整理でよかったと思うのですが、23年度を過ぎると、私としては、総合計画というのは自治基本条例の中に位置づけるか、別に総合計画条例がないと、総合計画としての位置づけというのが小樽市役所の中になくなっているのではないかと。いや、これは残っていますよ、精神とか考えとか、そういったものは残っているから、空白になったとは思わないのですけれども、よって立つその条例上の根拠というのがなくなっているのではないのかと。

ですから、そういった意味では、この自治基本条例の中に位置づけ直すか、若しくは総合計画条例というものをつくって小樽市にはその総合計画条例があって、それに基づいてこういうものができて進行管理しているのだというふうにしないと、そのよいとまでは言いませんけれども、ぎりぎり詰めていくと、今、小樽の総合計画がよって立つ条例上の根拠というのは失われているのではないかなと思うのですけれども、その辺についてもう一度説明していただけますか。

○（総務）企画政策室薄井主幹

現在の条例上の根拠あるいは地方自治法にありました基本構想の議決部分では、現在は、根拠というものはないという状況でございまして、議決という部分は今回の条例案の中で定義はしてございませぬけれども、まずは地方自治法の改正があった上で、今回、自治基本条例で総合計画、総合的な計画を策定しますという位置づけをまずさせていただいたというところでございます。

あと、先ほどもお話がございました議決につきましては、どういう形、どういうところになどという部分も含めて、次期の計画に向けて考えていかなければならない部分ではございますけれども、他市の事例でいきますと、議決事件に関する条例というのを制定して、その中に総合計画を位置づけるというパターンもございますし、基本総合計画に特化して総合計画の議決に関する条例を制定しているところもあれば、あるいはお話があったように自治基本条例に制定するというふうな、そういうパターンもございますので、繰り返しになりますけれども、次期の計画に向けて、そのあたりのところは考えていきたいと思っております。

○斎藤（博）委員

検討してもらえると理解しますが、私の考えとしては、総合計画条例なり総合計画基本条例みたいなものをつくって位置づけたほうがいいのではないかと思います。今、主幹がおっしゃっているように、他都市の例も含めるいろいろなやり方なりパターンというのがあるのかもしれませんが、いずれにしても早急にこの総合計画を位置づける条例上の措置というのは必要でないのかというふうに思うのですが、その辺について、考え方を整理していただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○（総務）企画政策室長

平成23年に自治法が改正されているため、他都市の状況もいろいろ調査しながら、その辺は考えていきたいと思っています。

○斎藤（博）委員

考えるというのは前向きに受け止めていいですね。ずっと考えられていても困るのです。なぜかという、例えばこのような自治基本条例があって、まちづくりを考えていくときに、一つあるのは、例えばこの10年という単位がどうなのかとか、それからほかのまちで議論されているのは、例えば市長公約と、総合計画との関連性というのは、どういうふうに考えられているのかということが結構問われてきている時代なのです。初期のころの自治基本条例から時間がたっている部分もあって。例えば市長は4年に1回選挙が行われるわけですから、その市長が掲げた公約と、例えば総合計画の関連性をどういうふうに受け止めるのか、整理するのか。それから、4年後の選挙に掲げる公約との関連性をどうするのかと、例えば総合計画のスパンなんかも、10年というのは、この時代長すぎるから、やはり選挙直後ぐらいに見直すぐらいのことはしていかないと、公約との兼ね合いはどのようなだろうという議論もあるものですから、ぜひできるだけ早くここの部分についての考え方を整理していただきたい。検討しますと言っているので、そこの部分で期待して待ちたいというふうに思って、この質問は終わります。

最後に、何条というふうに言えなくて、あえていうと行政評価ではないかと思いますが、自治基本条例をつくるという議論が巻き起こった背景の一つに、市民の参加したまちづくりという柱が一つあったわけですが、もう一つはやはり地方財政の危機的なというか極めて厳しい財政状況と、それから多様化する市民のニーズの中で、集中と選択というのがこれからの地方自治を回していく上で極めて重要な考え方だということで、それまで自治基本条例の二つの柱だったと私は理解していたわけなのです。出てきている部分の小樽市の自治基本条例を見たときに、参加とか情報提供とか公開という流れはあるので、そうは言ってもやはり政策を決定していく上で、いい話ばかりではないから、やはり無理なものは無理だとかだめなものはだめだとか、こちらをとったらこちらはやめるなどという、市民の皆さんにその集中と選択を理解してもらって、そういうシステムなり考え方というのもこの条例には必要だったかというふうに思うのですけれども、条文からはあまり読み取れないものですから、その辺についてどのような考え方をお持ちで、もし、条文にあるのであれば、改めてお示しいただきたいと思います。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

選択と集中の部分ですけれども、これについては具体的にどの条文で読めるという位置づけはございません。先ほど委員もおっしゃっていたように、情報の提供ですとか情報の共有、それから市民への説明責任という部分については、条項を起こしている部分もございますけれども、具体的に選択と集中といったものをここから読み取れるような形にはなっておりませんので、仮にどういった形でその選択と集中の部分の市民に向けた発信というのでしょうか、そういうことができるかとする、今後の課題になってくるとは思っております。繰り返しになりますけれども、条例の中ではその選択と集中という部分で明確に位置づけたものはございません。

○（総務）企画政策室長

選択と集中という言葉では、条文が入ってございませんけれども、基本的に市民の方との情報を共有していくという中で、市政を進めていくということが大前提になってございますので、この中には、例えばですけれども、行

政運営なり、行政評価、それから財政運営なりという部分で、市民の皆さんのそれぞれの御意見を聞いてということになっていますので、そういう部分で市民に公開して、もしある事業を少し縮小するのだったらそういう部分で市民の方に市はこう考えていますと、そして市民の方から意見をいただいて、そういう形でキャッチボールして進めていくということが、念頭にあるのかというふうに思っています。

○斎藤（博）委員

例えば予算編成という場面を考えたときに、最終的には予算が編成されて、議会に出てきて私方が目にするわけですが、それはやると決めた結果であって、どういう議論経過でこういうふうに決まったかというのは、普通は議会でもなかなか出てこないというふうに考えるわけです。そういったときに、例えばどこかでジャンプ台をつくるという話をして、ジャンプ台をつくることも、ジャンプ台を必要だと思っている人もいることを考えると、それはそれで了解できるというふうには思うのですが、今年このジャンプ台をつくるためには、全くの例え話ですが、例えば桜ヶ丘球場の球場整備をやめてジャンプ台つくることになったと言うと、市民の皆さんの予算のつくり方とか予算の順序というのですか、そういったものに関する関心とか注目というのは全然違ってくるというふうに思うのです。極端に言えば、どちらかしかできないということがあったときに、例えば桜ヶ丘球場の整備をやると言っても、市民の皆さんは必要だというふうに思うのです。そのときに、そのかわりにジャンプ台の整備はやめたぞと言ったときに、どうなのかということで、私も以前に予算特別委員会か何かで一度こういう角度で取り上げて、予算については完成されたものが出てきますから、小樽市のまちづくりとか市民生活のために必要なぎりぎりのものが出てきているわけですから、それはそれで議論はあるけれども、その過程でどういったものをやめているのかとか、要するにどういったものをそこでどういう集中と選択というのが行われたのかということは、やはり公開していくべき時期ではないのかという部分もあるのです。私が、当時そういった質問をしていたときに、今の小樽市では無理だという答弁が質問の10倍ぐらい激しく、そんな無理だと答えていただいた場面もあって、そういった役割なども、この自治基本条例の中で少しでも市民の皆さんに痛み分けするというのですか、そういったことをお願いする意味でも、この条例の役割というはあるかと思っていたわけですが、そういった部分というのは一応条文から読み取れると理解していいのか、それはこの次の議論だと考えたほうがいいのか、もう一回説明していただきたいと思います。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

行政運営のところで何点か述べている部分がございますし、行政評価の部分でもその結果を市民の皆さんにわかりやすく公表していくという部分、規定を設けてございますので、全てを否定するものではないと考えております。条例の全体のつくりがあくまで情報を市民の皆さんと共有していきましょうという大原則がございますので、先ほど具体的な例示をされていた財政の部分が現実的に可能かどうかというのはまた別な話になりますけれども、意味としては含んでいるということで考えていただいて結構だと思います。

○（財政）財政課長

今、含んでいるというお話がございましたけれども、そういう考え方もあろうかと思いますが、必ずしもこの条文だけを見て、たぶんおっしゃっているのは編成の過程だと思うのですが、そういうところまで公表することを担保した条例にはなっていないというふうに思っております。以前もなかなか難しいというお話はさせていただいているというお話ですが、やはり今、私どもがやっている予算編成というのは、時期的な問題を考えますと、他都市で公表している団体で言いますと、やはりかなり早い段階から公表するのを前提に編成過程をいろいろと進めております。そういう意味で、今、小樽市の予算編成というのはかなり後ろのほうにというのですが、皆様方からかなり御意見があるようにやはり不用額の面とか、歳出の部分も精微に見積もらなければならない、あと歳入の部分も精微に見積もらなければならないという中で、どうしても編成方針の途中途中を出して御意見を求めるというところまでは、申しわけないですが、時間的な部分で、なかなか難しいというふうに思っております。

す。

ただ、時代の流れとして、いわゆる見える化というような形で、全国的にはやはりそういう手法をとっているところもありますので、これには条例上は担保されないとは言いつつ、そういう取組を否定するものではありませんので、どういう手法がいいのか、公表はどこまでなのか、例えばやっているところによりましては、本当に予算要求の段階で課長査定、部長査定、あと市長査定の段階を踏んで全て公表しているところもありますし、本当に予算要求と最後の結果をそれをもって予算編成過程だという出し方をしているところもありますので、その辺はどういう公表の仕方がいいのか、そういうあり方を含めて考えていかなければならないというものもあります。例えば大阪府ですと、予算編成の過程を公表するには、やはりかなりの事務量というのが必要になるので、まずは、そのシステムをつくり上げるというところを進めておりまして、原課は公表するに当たって、スイッチ一つ押すと公表のほうもサーバに移ると。あとはそれをチェックするだけでいいというシステムをつくり上げているというところもあります。そういう仕組みづくり、まずあり方があって、あとはそういう公表できる仕組みづくり、その辺をよく考えていかなければならないというふうには考えております。

○斎藤（博）委員

最後ですけれども、総合計画の位置づけをきちんとする条例の整理については、早急をお願いしたいと思います。

それから今の予算編成について、集中と選択というのは、一方で市民の要望を先送りして３年後には何とかできるかというような財政運営ができなくなったということを前提に、選んできているという部分があり、そういう議論が行われているわけなので、その辺に総合計画は条例化を整備してもらいたいというふうに要望します。

それから、予算編成の公開なりその集中と選択の部分については、いろいろな自治体の取組を含めて小樽市としても研究を始めていただきたい。その辺について要望して私の質問は終わります。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、この際、暫時休憩といたします。

休憩 午後 2 時 49 分

再開 午後 3 時 10 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

一新小樽。

○安斎委員

◎制定後の市民周知について

まず、市長公約の視点からということで、今、コピーしか持っていないですけれども、この緑色の市長公約に沿って質問させていただきます。市長は４項目めの２で「市民が市政に対する関心を高め、まちづくりへの参加を進めるため」ということで、自治基本条例の制定を公約に掲げておりましたけれども、この市民周知に関して、今回のいろいろな質疑の中でありましたが、パブリックコメントが２件であり、市民周知については私も少し足りないと思っているところでございます。本会議の中で市民周知について市長は、パンフレットで図っていくと答弁されていますが、私としてはまず、パンフレットを作成するのもいいことではあるのですが、やはり制定後に、ある市でやっております制定後のフォーラムなどの形で市民に参加してもらい、そこでパンフレットを配りながら真摯に説明していくという形がよろしいかと思っているのですが、まず、この考えについて御意見をお聞かせいただきたいと思います。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

制定後の市民周知ということで御質問がございましたけれども、おっしゃるとおり、わかりやすいパンフレット、紙ベースのものは、まず必要だと思っております。あわせて、そのパンフレットを使いましたフォーラム、名称がフォーラムになるのか説明会になるのか一つございますけれども、いずれにしても市民の方にお集まりいただいて、条例の趣旨なり、それからこれからのまちづくりについて皆さんとお話ししていく場面は大切だと思っておりますので、その件につきましては、今後の検討ということで進めさせていただきたいと思っております。

○安斎委員

また事例を持ち出すようで申しわけないのですが、神奈川県平塚市では、そのパンフレットとともに子供向けのハンドブックを作成しまして、各小学校に出前授業をしているということがございます。フェイスブックを見ていると、小樽市でも新幹線の出前授業とかをされているという事例もありました。やはり単に大人の人集まってくださいと言っても、なかなか今までのフォーラムとか見えて集まりが悪いので、学校で子供たちに対して説明すると、家に帰ってから両親に、今日市の方が来てこういう話を聞いたよということで、より相乗効果があるかと思っておりますので、予算の兼ね合いもあるとは思いますが、子供向けのハンドブックを作成して出前授業などを開いてほしいと思うのですけれども、これについて御意見をお聞かせいただきたいと思います。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

今、委員がおっしゃいました子供向けの周知ということですが、他都市でそういった事例があるのは私も承知しております。もちろん子供につきましても小樽市民の定義の中で位置づけている方々になりますから、こちらの部分については子供向けのパンフレットという部分はもちろん、さらに子供が見てもわかりやすいものの検討は一つ必要だと思っておりますし、先ほど例示されていた学校に出向いて説明するという部分も周知方法としては十分検討できるものだと思っておりますので、そこは今後の課題ということで整理させていただきたいと思います。

○安斎委員

前向きな御答弁ありがとうございます。そういった前向きな御答弁をいただいたのですけれども、やはりそもそもパブリックコメントが2件ということで、なかなか市民の関心を高められていない状況にあるかと判断しております。私も公約で市民との情報共有とか情報発信とうたってはいるものの、いろいろ手を尽くしてもやはり13万人の人たち全員に情報共有ができないというのは肌で感じておりますが、市民参加を訴えていく自治基本条例であれば、やはり制定する前にもっともっと市民の関心を高めていってほしかったというところであります。

パブリックコメントのやり方がそもそも問題だったのかというふうにも思っておりまして、以前の議会でもパブリックコメントをインターネットなどでやるのではなく、長崎屋やウイングベイの休憩スペースなど、市民の集まるところでやるとか、そういった方法もできたのかとは思っています。今回の自治基本条例とはずれてしまうのですけれども、パブリックコメントの方法も少し市民の関心を高める一つのツールの一つとして方法をいろいろ考えていってほしいと思いますが、御意見をお聞かせください。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

パブリックコメントの制度の充実といいますか、閲覧場所の拡大ということの御質問だと思うのですが、私どもは今、本庁舎の情報公開担当とそれから所管課、あわせて、駅前、塩谷、銭函の各サービスセンターでパブリックコメントということで書類を置かせていただいております。なるべく市民の方の目に入るよう拡大していきたいという部分がございます、今、検討を進めている部分もございます。具体的にどこかというのはまだ最終的に確定しておりませんので、今、お話しはできませんけれども、おっしゃっていただいた例、長崎屋ですとかそういうところ、可能かどうかも含めてパブリックコメントについてはなるべく多くの人の目につくような 방식을少しずつ考えていきたいと思っております。

○安齋委員

パブリックコメントだとやはり意見が寄せられないと、意見とか関心が少なかったというふうになってしまうので、なかなか難しいところではあるのですけれども、いろいろ工夫していただければと思います。フェイスブックが今はやっているの、本当はパブリックコメントのところに「いいね！」ボタンがあれば一番いいのですが、そういうこともなかなか難しいでしょうから、いろいろ御検討いただければと思います。

◎具体化に向けた取組について

次に、具体化に向けた取組についてですけれども、この条例はただつくって終わりというものではなく、やはり市民の方といかに協働したまちづくりをつくっていくかということのルールづくりであって、今後つくった後が大切であると私は思っております。また、いろいろなほかの事例を見ていくと、やはり制定後からいろいろな取組をどんどん実施しているということがあります。先ほどの答弁で、つくったからすぐに何か具体的に変わるというものではないという市長の御答弁がありましたけれども、ただ、その中でもやはり市民参加のための仕組みや整備を充実していくというふうに条例の中では条文記載しておりますので、それについてまた提案をさせていただきたいと思っております。

また、先ほどの平塚市の事例を取り出すようで申しわけないのですが、市を幾つかの地域に分けてモデル地域を設定して住民による推進会議を設置しているという例がございます。小樽市でも小さな町会とその地区のごとに連合町会というものもありますので、どこか一つでも何かモデル地域を指定して、その部分でその地域の課題とか、どういうふうに自分たちが市政の推進に向けて課題解決に取り組めるのかとかという、そういった議論をつくっていける場を設けていくのはいかがかと思っているのですけれども、まず、この事例について所感をお聞かせください。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

モデル地区をつくり住民の推進協議会をつくっている町があるということでの御質問だったのですけれども、私も今、この自治基本条例を制定する中では、具体的にその推進会議といった会議の部分は想定しておりません。ただ、小樽市の場合、これから協働のまちづくり進めていく中では市民の皆さんとの意見交換の場の充実というのは非常に大切なことだと思っております。現在、町会ですとかおっしゃっていた地区連合町会の単位がございますので、モデル地区という形がとれるかどうかは別としまして、それぞれ地区連合町会との語る会ですとか、話合いの場面というのが現時点でありますので、それを生かした形でどのような取組ができるかというのは、ほかの市の事例を見ながら検討をしていきたい、研究はしていきたい部分だと考えております。

○安齋委員

それに伴いまして、各地域でやっていったとしたときに、その地域が何を、どういう課題にどういうふうに取り組んでいるかというのを、地区単位ごとに情報を共有することが必要になってくると思います。できれば横のつながりを紙やネットとかで共有していければとは思っているのですけれども、いろいろな市のホームページとかを見ても、地域情報共有ページというのを市のホームページの中につくりまして、市を幾つかのブロックに分けてそのブロックごとにクリックすると、その地域の情報を共有して、例えばこんなイベントをやりましたとか、こんな勉強会をやりましたとか、そういったことがありますので、地域ごとに市のサーバを使って更新するということ、なかなか地域の方々のネットの知識にもよるとは思うのですけれども、一つの例として、やはりこの自治基本条例ができたことによって地域でそういった取組をして、それによっていろいろな地域のことを勉強しながら、自分たちの地域ももっともっとこういう取組をしようと研さんでできる体勢を整えていってほしいと思うのです。その推進会議なるものができてからになると思うのですけれども、それも一体として考えていってほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

コミュニティ団体の横のつながりのホームページ等々を活用した充実ということでの御質問だったかと思うのですが、現時点で私どもで実はまちづくり団体というものを全て把握している状況にはございません。NPO 法人ですとか、そういった部分での把握はある程度可能なのかなと思うのですが、この部分を含めて何をもってまちづくり団体とするのかというところの定義もございますので、ほかの都市、今、平塚市ということで例示していただいたところだと思うのですが、平塚市の例を研究させていただいて、こういった手法を具体的にとられているのか見ていきたいと思っております。

○安斎委員

理念であるとか、市民が参画するための土台づくりということで、私たちは理解できるものの、やはり市民の方々としては、それが制定された後、何も変わらないのではないかという意見が出てきてしまうということが本末転倒かと思っております、どこの市でもそういったところで苦慮しているという事例は聞きますので、ぜひとも何か小樽ではこんな取組をして自治基本条例ができたおかげで私たちももっとまちづくりに参画できるようになったという声を聞けるようにしていったらいいと思っております。

次に、協働によるまちづくりというところの具体化に向けた取組なのですが、策定委員会からの平成24年10月に出てきた提言書の25ページですが、意見として3の①で「小樽市の現状の部署として、市民がまちづくりを行う上で、総合的な窓口となり、協働によるまちづくりの推進および自治基本条例の周知、推進および検証を行う部署を創設することを望みます」というふうになっております。まず、この望みますというところで、策定委員会のこういった意見について、どう思っていられるかをお聞かせいただきたいと思います。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

策定委員会からの附帯意見としまして出された部分でのお話だと思うのですが、ここで言われている部分というのが要は市の職員自体も地域の担当として地域の中に入って行ってまちづくりを行っていくべきではないのかということ投げかけられております。その部分を、ストレートに条例の中には入れているわけではないのですが、職員の責務として職員は市民であるという市民としての自覚を持ってという部分がございますので、そういった職員イコール市民という立場、両方の立場を持ちながらその経験なんかを生かしながらまちづくりに入っていく、こういった意図で条例の中では一部のみ込んでいる部分ではあると考えております。

○安斎委員

そうすると例えば、ある市の職員の方が幸にいて、幸で何かまちづくりをやるといったときに、その方が窓口になるというような認識なのでしょうか。もう一度説明願います。

○（総務）企画政策室長

附帯意見でいただいているのは、まちづくりの総合窓口をつくってほしいということだと思いますが、それについては、策定委員だった方が実際自分がまちづくりをしようとしたときに、市役所庁内、複数の課にまたがっていて、それぞれに行って、いろいろ説明を一回一回しなければならないということで、そういう意味で総合的な窓口をぜひ望みたいということをお話を伺っております。それは十分そのとおりだというふうに思っていますが、なかなか行政が縦割りなので、それを一緒に全部の案件をそこで受けるというのは難しいかもしれませんけれども、例えば、その1か所でお話を聞いて、それでそれぞれ所管の部署に御案内するとか、間に入るとか、そういうことは可能かというふうに思っていますので、十分この意見を踏まえた形で我々も考えていきたいというふうに思っています。

○安斎委員

ぜひお願いします。この条例案の第23条第2項のところに「組織内の横断的な連携を積極的に進めます」とあると思いますので、それに沿って実施していったらいいと思います。

私はこの間、別件ですが、あんかけ焼きそば親衛隊の一員として、青森県十和田市に行ってきました。そのときにあんかけ焼きそばをただ売ってくるだけではなく、まちの状況を見てこようかと思い、市役所に行ったところ、十和田市役所では、小樽市役所でいうところの別館 1 階、戸籍などをとるところに、まちづくり相談室みたいなものを設けておりまして、いろいろな地域で活動する団体だったり、NPO から例えばこういうことをやりたいと相談を受けるようなコーナーを設けておりました。そこには 3 人ぐらい職員が常駐しており、そこで相談を受けたものをでは何階に行ってもっと詳しく話してくださいというふうに振り分けていらっしゃいました。たぶんそういった部署があるだけでも、部署というかそういう説明をする人がいるだけでもいいのかと。市民の方は一々どこの部署へ行けばすぐわかるというのがわからないで、どこかあるところにまず行って、それは違うと、またちょっと説明の仕方が違えば 4 階に行ってください、3 階に行ってくださいと、それがもう逆に行政に対する参画意識を失っていくと思いますので、そういったコーナーのある自治体もありますので、そういったところを参考にさせていただきたいと思っております。

◎安全で安心なまちづくりについて

次に、安全で安心なまちづくりについてなのですが、この第 10 章の安全で安心なまちづくりについて、まずその御見解をお聞かせいただけますでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

第 10 章第 32 条ということで、3 項ほど条項を設けております。ここで設けた趣旨というのは、ある意味小樽市のまちづくりということで前章に魅力あるまちづくりがありまして、その一方で安全で安心なまちづくりという、ある意味基本の部分ですけれども、その部分をクローズアップする形で章立てで規定したものになります。

中身といたしましては、規定しておりますけれども、防犯活動ですとか、交通安全、その他安全で安心な町をつくる取組、あわせて自然災害その他の不測の事態に備えた危機管理体制の整備ということで規定させていただいております。

○安斎委員

これは中松市長の公約にもあった防災の観点から、そういうことを盛り込まれているのかとは思っておりますけれども、私の要望といいますか、考えとしては、防災と交通安全は大変重要ではあるのですが、子供とか教育に関しても安全・安心な子育てといいますか、そういった観点でも小樽市独自のものを進めるということでこの基本条例の中に入れていただけたらよかったと思っていますのです。できれば、今後、何年かごとに条例を更新していくと思うのですが、そういった観点もぜひ今後入れていっていただきたいと思うのですが、それについていかがお考えでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

安斎委員がおっしゃるように、ほかのまちで、たしか稚内市だったと思うのですが、子育ての関係ですとか学習活動の機会の提供といった形で規定しているまちもございました。先ほどと重なりますけれども、子供たちもちろん市民の一員ということで、協働のまちづくりを進めていく中では、子育てですとか教育といった部分、こういうものの視点は非常に大切だと思っております。ただ、この条例のつくり自体がまちづくりのある意味基本的なルールを定めるというもので考えておりますので、その部分を具体的に特化すべきかどうかというのは策定委員会の中でもあったのですが、ある程度、原則的、基本的な内容を踏まえてシンプルな内容で伝えようということで内容のほうを定めましたので、具体的に子供という部分では出ておりませんが、その根っこにはもちろん市民という中で含まれているということで考えております。

○安斎委員

今、市の名前を忘れてしまったのですが、ある市では、開業医が少ないから、開業医が増えて少しでも医療とか福祉の部分を拡充させたいという思いから、医療と福祉に特化した部分の項目をつけたりとかしている部分

もありましたので、やはり小樽市としては、今回、市民協働によるまちづくりというところを大々的にうたっておりまして、まちづくりは人づくりとよく言いますから、まずそういった人を育てる部分についても少し、理念条例でありますので、そういったところも盛り込んでいただきたいと思って質問をさせていただきました。これについては、また今後も訴えていきたいと思っておりますので、少し御検討いただいて今後の更新に向かっていろいろ材料を集めていただきたいと思っております。

◎条例の見直しについて

次に、条例の見直しについて質問をさせていただきます。

まず、第36条第1項ですけれども、「5年を超えない期間ごとに、この条例が小樽のまちづくりに適しているかどうかを検討します」ということなのですけれども、この部分についてどういうふうに検討していくかというところをお聞かせいただきたいと思います。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

条例の検討の具体的な方法ということでの御質問だったかと思うのですが、代表質問の中でもその部分を答弁させていただいておりますが、その手法、現時点では明確なものということで考えてはございません。ただ、当然、市民参加のまちづくりという条例の趣旨でございますので、当然この条例の見直しの際には、市民の皆さんの御意見等について十分配慮した形で検討、見直しを進めてまいりたいと考えております。

○安斎委員

苫小牧市の事例でお話しさせていただきますと、5年という単位で、5年ごとに1回、推進会議、検討会議というか、名称はわからないのですが、そういったところでやっているのではなく、この進行状況を常に管理していくという観点から、推進会議を立ち上げて市民や学識経験者の方々が入った会議を年に数回して、その都度、現在どういう状況で進んでいるかというのを管理把握しているという事例がございます。5年ごとにどういうふうにするかということは今ないということでもありますので、そういった事例を参考にさせていただいて、今回のこの策定委員会をそのまま継続するということになるかどうかはわからないのですが、常設か1年に1回ごとに集まるか方法はわからないのですが、5年ごとに1回ずつ集まるのではなくて、年間を通して進行状況をチェックできる体制をつくっていただけたらと思うのですが、いかがでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

こちらでも代表質問で答弁させていただいた部分と重なりますけれども、今時点で具体的に推進会議という形による検討というのは考えてございません。ただ、重なってしまいますけれども、市民のためのまちづくりの条例ですので、これに際しましては、何らかの形で市民の方の御意見を当然お聞きして直していかなければならない部分だと思っておりますので、これについては今後の課題ということで整理させていただきたいと思っております。

○安斎委員

本来であれば、この条例を提案した段階で、少しでもそういった形、具体的なものが見えていれば本来はよかったと思っておりますので、ぜひ早急にそういった具体化に向けて取組を進めていっていただきたいと思います。

◎条例の名称について

先ほど千葉委員からも御指摘がありました、この自治基本条例の名称についてであります。やはり私も名称がわかりにくいと思っております。実際にこうやって話をして議論を重ねていけば、自治基本条例とはそういうものだというふうに理解はできるのですが、市民の方がいきなり自治基本条例ができたという会話をすると到底思えません、たぶん自治基本条例とは一体何というところから議論が始まって、もう面倒くさくなってしまうのではと思います。ですので、できれば、これは市民向け、市民と一緒に協働していくという理念がありますので、それに伴った名称のほうがよろしいと思いますが、まず私の意見について御答弁いただければと思います。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

安斎委員のおっしゃるとおり、自治基本条例というかたいものよりは、まちづくり条例、ほかのまちによっては未来づくり条例ですとか、そういった名前をつけているところも確かにございます。先ほどのお話と重なってしまいますけれども、実際のところ明確な線引きがされているわけではございません。ただ、私どもが考えた中では、それぞれの役割、自治の基本となる条例ということをやばりその言葉で出したかったという部分が強くありましたので、小樽市自治基本条例という名称を使わせていただいております。さまざま御意見は、策定委員会の中では名称については大きく議論はなかったのですけれども、フォーラムなどではたしか少し話が出ていたと思いますので、私どもとしましては、あくまで自治の基本でストレートに伝わるという意味で名称をつくらせていただいております。

○安斎委員

それはそうなのですが、やはり市民目線でいけば、自治基本と言われても一回辞書で自治とは何かというところから調べたりしていかなければならないと思っております、自治基本というところをストレートに訴えたいということだったのですけれども、条文を読むと自治の基本で出ているところがあまりにも少ないように思います。私もいろいろ検索して調べたのですが、やはり多いのは協働によるまちづくりというところをうたっております、それで、自治基本条例の名称について、法律上のその概念や確定した定義はないということですから、できればもうストレートに伝えるということであれば、まちづくり条例でよろしいのではと思っています。

たぶん繰り返しの答弁になってしまうとは思いますが、できれば市民を参画させるという上では、やはりまちづくり条例ないし協働という言葉が法上どうなのかというところはあるのですが、自治基本を入れたということであれば、自治基本まちづくり条例とか何でもいいのですが、もうちょっと平仮名を入れてわかりやすくしてほしいというのが私の強い要望であります。

中身については、もっともなことですし、ほとんどやっていることもあったりしているところもあるので、そこら辺は議論するというか今後の検討材料になるのかと思うのですが、やはりタイトルが一番、この条例の理念に向かっていく上では必要なかなと思っておりますので、ぜひ御検討いただきたいのですが、いかがでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

条例の名称なのですが、先ほど申し上げたとおり、策定委員会からは自治基本条例ということで提言のほういただいております。もちろん名前の部分は非常に大切な部分だと思うのですが、今回少し話がそれますが、条例自体がですます調という形、何々です何々しますという形の、要は市民の方に身近に感じていただきたいという思いをここに込めた部分がございます。名前こそかたいというお話をいただきましたけれども、読んでいただくと逆に、ほかの条例とはトーンが違うというところで御理解いただきたいと思います。

○安斎委員

市長にお尋ねしますが、市長は公約に自治基本条例の策定と書いておりますけれども、それにこだわらなくてもよいのではと思うのですが、いかがでしょうか。

○市長

私の公約の中で言うと、市民力による活力あるまちづくりということでお話をさせていただいて、その中でやはり、小樽市の憲法である自治……、まあ言葉は別にして、条例をつくるということで取り組んできたわけですし、私が市長に立候補する以前の話で言うと、商工会議所の専務理事時代のときにこの策定委員会の委員も仰せつかって取り組んできたという、そういう経緯もあります。そういった中で言うと、やはり市民の皆さんに参加をいただいて、そして豊かで活力ある、そういう小樽をつくりたいということでありましたので、実はあまり名称には固執していませんでした。

ですから、自治基本条例がいいのか、まちづくり条例がいいのかについては、どちらにしてもかたくなってしまうと思うのです。平仮名がいいか、漢字がいいかと、いろいろなことあると思います。しかし、先日も答弁させていただきましたが、これは一つのスタートでございますので、やはり中身が一番大事なのだというふうに思っておりますので、先ほど来御質問がありましたパンフレットの問題だとか市民周知の問題だとか子供にどうやって伝えるのかとか、いろいろなことをこれから実際にはスタートして進めていく中でいろいろと皆さんの御意見を聞きながら進めていきたいというふうに思いますけれども、名称だけについて言うとあまり実はこだわっておりませんでしたので、御理解いただきたいと思います。

○安斎委員

条例が制定されるといったときに、新聞を読むと、自治基本条例を制定したと出るよりも活力あるまちづくり条例ができたといったほうが何だというふうに見るかと、市民側の目線でいけばそうかと思いますので、今回スタートということなので、本来であればこれを修正案といって出したいところではありますけれども、スタートということですから、名称については今後また議論させていただきたいと思っています。

◎努めますの文言について

中身についてですけれども、先ほど「努めます」とか「約束」というところで秋元委員から御指摘があったのですが、ニュースなどを見たりすると、いろいろな自治体で条例をただつくただけで終わって、その後何もないとか、例えばその条例に盛り込んでいたから市役所はそれを盾に何も動かなかったとかという事例もあります。ですので、今回いろいろなところで「努めます」というふうにあるのですけれども、本来であれば「します」とか断言していただきたいと思うのですが、行政の言いわけ条例にならぬように、その推進に努めたけれどもだめでしたという言いわけばかりを聞きたくないと思っておりますので、市長には、最後に「努めます」の中には、もう断言してこれをやっていくのだという、その意思確認をさせていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○市長

安斎委員がおっしゃるように、条例を決めたということは、やるということでございますから、表現がどういう形になっているかは別にいたしましても、やはり市民の皆さんとの、あるいは議会との約束にもなりますので、そういうことで努力してまいりたいというふうに思っております。

○委員長

一新小樽の質疑を終結し、共産党に移します。

○小貫委員

◎情報の共有と提供について

まず、情報の共有と提供の問題について、第3条から第6条に関連してお聞きしたいと思いますけれども、具体的にどういうツールを使って情報の共有又は市民への情報の提供を行っていくつもりなのかお聞かせください。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

具体的な情報提供の手法についてですけれども、現在行っております情報提供の一番スタンダードな形といたしましては、ホームページですとか広報おたる、それから回覧板といった紙ベース的な部分が主になっております。そしてそれ以外に紙ベース以外、直接対話の部分というものも現在ございます。例えばですけれども、まち育てふれあいトーク、市長と語る会、それから各種説明会といった形で、市民の皆さんの声を直接お聞きする場というものも現在設けております。

情報の共有ですけれども、まちづくりをまず知るということから始まりますので、こういった現在の状況ですとか課題などをお互いに知り合って、まちづくりについて話し合えるそんな活動の場、そういったものをこの中で意識して盛り込んだものになっております。

○小貫委員

それは今までホームページや広報おたる、回覧板やまた直接対話の機会を設けてきたということなのですが、自治基本条例案が通ることによって、それをどのように具体的に市民に対して提供していくのかという、そこが今の説明ですと見えなかったのもうちょっと具体的に説明していただけないでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

この条例自体でもって、先ほども何か急に変わるというものではないということをお話しさせていただいておりますけれども、今ある手段をではどうやって組み合わせ、どうやって充実させていくかという基になるのが今回の情報提供ですとか情報公開の部分だと思っております。ですから、今時点で次のステップの部分まではお話ししきれないのですが、可能な組合せですとか、その充実させていくという意味での情報提供ということで、ここでは規定させていただいております。

○小貫委員

今はまだ具体的なことは決まっていなくても、そういった市民に対する情報提供や共有の機会というのを広げていくために、今後それをさらに、実際にどうやっていくかを検討していくということで押さえていいですか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

今、小貫委員のおっしゃった部分がもちろんベースになります。今まで情報提供ですとか情報公開の部分で情報公開条例等で詳細については定められておりますけれども、こういう市民周知といった部分で、例えば条例ですとか何かで定められているというものはなかったかと思えます。今回これを改めて自治基本条例で規定することで、職員の意識をより高めていくという部分は効果としては挙げられるのかと思っております。

○小貫委員

先ほどの議論の中で予算の編成の段階について、情報公開の話がありましたが、それは大変厳しいのだという話がありましたけれども、問題はニセコ町の場合、でき上がった予算について200ページ以上の予算説明書が公開されています。こういったものをつくるとか、何か今年度小樽市の事業としてはこういうことをやっていきますみたいなものが、確かに広報おたるには簡潔に載っているのですが、そういったものをもう少し詳しく市民に周知を図っていくという上では、そういったものというのは検討の一つに入っているのでしょうか。

○（総務）企画政策室長

先ほどもお話ししましたが、この条例をまず、市民もですが、職員にも周知を図っていくというのも非常に重要だと思っております。その中で、各部がやっている今の事業を市民に対する情報提供なりのやり方を各部でそれぞれ検討していただいて、もっと市民の方に情報発信していくことができないかということを各部にこの条例の周知とともに依頼していこうというふうには思っているところでございます。

○小貫委員

そうすると総体的に情報発信をするというよりも、各部ごとに情報の共有と提供を行っていくという感じなのではないでしょうか。

○（総務）企画政策室長

全庁的に統一してやることも考えますが、まずは各部がそれぞれ市民との窓口になってございますから、その辺を中心に、より情報を提供して市民との共有をしていくことができないかということを検討することができないかというふうに考えているところでございます。

○小貫委員

◎住民投票について

次に、住民投票の話についてお聞きしたいと思います。第11条ですが、新谷議員の代表質問への答弁では、先ほども出ていましたけれども、議会での審議を経て、議決後に住民投票条例をつくってから住民投票を行う個別

型でいきますということだったのですけれども、先ほど地方自治法第74条の話が出ていましたけれども、具体的に個別型で住民投票を行うということになった場合、市長提案はそのままですからいいのですけれども、市民提案の場合と議会提案の場合は、手続的にはどうやって踏んで、この住民投票というのは行われるのか、イメージを持ちたいのでお知らせください。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

個別型の住民投票条例について、それぞれ地方自治法で定めている手続の流れということなのですが、地方自治法で言います住民からの制定の要求ということで考えていきますと、第74条、有権者の50分の1以上の連署をもって条例の制定、改廃請求をすることができるという形でまず一つございます。それからもう一つ、議員の皆さんからのもちろん提案という部分でございますので、それぞれこういう条例の制定についてということで、まず議決を個別の条例で受ける形になります。その前段では住民投票の案件を本当に住民投票としてやるかどうかという、実施すべきかどうかの判断というのはまず必要にはなってくるかとは思いますが。実際に実施に向けた動きといったしましては、個別の条例の中で投票の資格者ですとか範囲、それから投票日ですとか成立要件などを定めていく形になるかと思っています。その住民投票の条例が可決されましたら、実際に住民投票が行われるという流れで進んでいくかと思っています。

○小貫委員

住民からの請求の場合は50分の1だから、有権者の場合だと大体小樽で2,000人強が連署を出してきた場合はそれを議会にかけるということなのですが、そうすると議会の審議を経てももちろん否決されるということもあると思うのですが、ただ、そういう住民から上がってきたということ自体は、やはりそれは何か尊重するというか、そういうことにはなる、規定はないのですけれども、やはりしっかりそこは尊重して私は議会としても市としても検討する必要があるのではないかと思うのですが、それについて御意見をお聞かせください。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

今の住民投票について、住民からの請求という部分でいきますと、それにつきましては、これまでの地方自治法上でも当然あった条項ですから、改めて何かが変わる、この条例をもって何かが変わるというものではないと思っています。ですから、当然そういう声が上がったという部分では重要な案件になるのかという判断要素にもなり得ますけれども、重ねますけれども、これまでの自治法の解釈と変えている部分ではございませんので、必要があるかないかの判断というのは、やはり議会での判断をくぐってからになるのかと思っています。

○小貫委員

個別型の場合、今の答弁を聞いていると、条項を設けなくても手続的には問題ないのですけれども、わざわざここに住民投票することができるというふうに設けた目的を説明してください。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

確かに地方自治法には3パターン、市長からの提案ですとか、議会からの提案、住民からの制定の請求ということで規定されておりますけれども、多くの方がその仕組みを知っているかとなると、またかなり微妙なところだと思います。地方自治法上は住民投票という言葉は入っておりませんので、あくまで条例の制定、請求という形になっておりますので、今回この自治基本条例の中にあえて住民投票という言葉を入れさせていただいたのは、その仕組みの部分を皆さんにわかっていただくという意味合いも含めて、条項として規定したものでございます。

○小貫委員

それとともに、第2項で結果を尊重しますと書いてあることが、意義のあることだとは思っているのですが、個別型についてはわかりました。常設型の場合、他都市の例でどのように進めていっているのか、同じように説明していただけないでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

実際に常設型を持っているまちの住民投票の動きということで、流れということでお答えさせていただきますけれども、常設型、その名のとおりに事前に〇〇市住民投票条例というのを制定しておく形になっております。個別型と違いまして、既に案件、こういうものを住民投票でやりますというのを定めているケースもありますし、逆にこれとこれとこういうものは除きますという形で条例の中にうたっているケースもございます。あわせて、住民投票できる方の要件、それはもちろん入ってきている例がほとんどです。それから、住民投票をやるときの請求の要件、私ども今、地方自治法の話で先ほど50分の1という話をさせていただきましたけれども、常設型の場合はこの50分の1にこだわっていないまちもございます。もっと厳しくして6分の1ですとか、多い形をとっているまちもございます。そういった部分を常設型の条例の中で定めている形になっています。あと、実施までの期間ですとか、最終的に成立要件何パーセント、何割の方が投票した場合は住民投票として成立するよという形、こういったものが条例の中身にうたわれている、それが常設型になっているかと思います。

○小貫委員

要件が地方自治法上だと50分の1だけだけれども、常設型にすると6分の1とか3分の1とか、はね上がるという説明でしたけれども、例えばこの常設型の場合、やはり年齢とかをあらかじめ決めておくというのは非常に危険な問題だと確かに思うのです。確かに未成年でも意見を聞いておいたほうがいい場合もあるでしょうし、そういう場合に、今回、仮に自治基本条例に常設型で提案するとして、年齢を別途定めなくておくというのは技術的には可能なのでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

私どもの条例が今、個別型になっていますので、何とも言えない部分ございますけれども、仮に常設型を置いたとすれば年齢を定めるのは十分可能だと思います。

○（総務）企画政策室長

常設型の場合は、先ほど答弁していましたが、要件を規定しておいてその要件が満たされれば自動的に住民投票がされるということになりますので、全く議会議論もなしで住民からの意見を聞くというのは、それはやはりどうかというふうに思っております。そういう意味では、常設型のいい面は確かにあります。問題が起こった場合にすぐ住民の意見を聞ける。議会にかけて条例をつくりませんから、そういうものもあるのですけれども、やはり今、二元代表制が原則になってございますので、住民投票というのはやはり慎重に考えるべきだというふうに思いますので、そういうワンクッション踏まえた個別型のほうが我々としてもいいというふうに思っているところでございます。

○小貫委員

ただ、議会審議の問題が出ていますけれども、6分の1を集めるということは、相当な市民の世論だと思うのですよね。これは、6分の1ということになると、恐らく議会も二分するぐらいの要件だと思うので、そこが市民の負託を得て出ている議員の意思とは全く無縁だとは私は思わないです。ただ、個別型にしたという理由はわかりましたので、それはいいです。

それで、そういうこと、今、先ほど主幹が言いましたように、地方自治法上、住民投票というのがないからわかりにくい部分があるということなので、だから、この住民投票の権利があるということをしかり住民に周知していく必要が、私はこの条例に条項を設けた限りは必要だろうと思うのですけれども、そして、どういうプロセスを経ればいいのかというのも含めて、仮に条例案が通った後はその辺を知らせていく必要があると思うのですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

住民投票の住民周知という部分、もちろん自治基本条例の項目の一つですから非常に大切なことだと思います。

ただ、それに特化した形というよりは自治基本条例の全体的な周知を図っていく中で、当然項目立てて説明してまいりますので、その中のあくまで1項目という形で周知を、ホームページなりフォーラムなりで図っていきたいと考えております。

○小貫委員

◎市民の権利と責務について

次に、第12条と第13条の関連についてですけれども、これについては代表質問で新谷議員も取り上げていたのですけれども、やはり私個人的には第13条第1項の「市民は、まちづくりについて関心を持ち、それぞれの可能な範囲において、まちづくりに参加するよう努めます」と、この条文が非常にきついのではないかと、表現的に思うのです。

それで、ここは他都市の例を見ると、市民の権利と責務という感じで、一くくりにしているのです。だから、この第12条第1項と第13条第1項を一文に、一つにすることができるのではないかと。試しに一つにしてみますと第12条1項を「市民は、まちづくりについて関心を持ち、一人一人の自由意思に基づいて、それぞれの可能な範囲においてまちづくりに参加することができます」と、この一文で第12条第1項と第13条第1項はフォーカスできるのではないかと私は考えます。そして、第12条第2項をそのままにして、第13条第2項を第12条第3項に持っていくと。これによって、策定委員会の提言書にあるように「まちづくりへの参加は、決して強制的なものではなく、あくまで、市民、一人一人の実情に応じ、可能な範囲において、自由に参加すべき」と、こういう提言書の具体化になるのではないかと私は考えるのですけれども、御意見をお聞かせください。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

委員がおっしゃいましたとおり、市民の権利と責務ということで、一つの条項にまとめているまちは確かにございます。その一方で、本市の今の条例案と同様に、市民の権利は一つの条項、それから責務は一つということで分けているまちなも、もちろんございます。私どもが考えたこの分けた理由なのですけれども、今回のこの基本条例、市民協働によるまちづくりの一番基本的なルールということで示したのになっております。この条例の主体というのでしょうか、主人公は市民が担っている部分もございしますので、権利はあくまで権利、それから責務は責務ということで、きちんと整理立てして分けて組み立てたほうが市民の皆さんの理解度というのでしょうか、わかりやすさからいくとはっきりするというで分けた形で規定を行っております。

○小貫委員

私は、前回の第2回定例会の総務常任委員会で、この市民の責務というのはやはり書くべきではないと思うという話をして、地方自治法上の住民の義務にこういったことはうたわれていないわけだから、そういうことに関してもこの条例に法令で定めていないことを書くのはいかがかという質問をさせていただいた記憶があるのですけれども、ただ、他都市の状況を見ますと、今おっしゃたように責務という言葉が入っているところが多いと。そこで、やはり百歩譲って市民の権利と責務という形にして、その市民の責務の項をなくしたほうがいいのではないかとこの提案だったわけです。たぶんこれでまた答弁を求めても同じ答弁だと思いますので言いませんけれども、そういう結局、市民に責務を課すというのは、やはり私は地方自治法や憲法のところからも逸脱するのではという意見だけは述べさせておいていただきたいと思います。

◎職員の責務について

次に、第19条の職員のところですけれども、第3項です。代表質問の新谷議員に対する答弁を聞いていて少し食い違っているというところがあったので、改めてお伺いしますけれども、まちづくりに対して市民の立場として参加に努めるためだということではなかったけれども、この自覚という言葉ですが、職員は市民として現在、自覚に欠けているという判断から、こういった言葉が出てきたのでしょうか。

（「それはないわ」と呼ぶ者あり）

○（総務）企画政策室佐藤主幹

職員の自覚ということについての御質問ですが、私どもが考えたのは決して職員が自覚に欠けているという意図で書いたわけではございません。何でこの表現をしましたかといいますと、先ほど小貫委員もおっしゃっていたとおり代表質問の中で、職員は職員としての立場がもちろんございます。それから、それと同時に市民としての立場というのもございます。私も職員という立場がもちろんございますので、最初にこの条例を見ていったときに、まず職員としての立場で読んでしまう傾向が強いと思います。そういった部分を含めて、条例をより理解してもらうという意味で、市民としての自覚を持ってまちづくりに取り組んでほしいという思いを込めたことはもちろん含みとしては持たせております。

実際、策定委員会の中から言われた意見としては、市の職員がまちづくりに思ったほどかわっていないのではないかということは、正直なところ言われました、附帯意見の中にもございましたけれども、こういう部分がございますので、これからのまちづくりの中で職員の経験なり知識を生かしていく上では、自覚を十分求めて行っていくというのが大切であると考えております。

○小貫委員

職員からそうやって言われてしまうとちょっと困るのですが、私は、ここの条文にわざわざ自覚という言葉を入れなくても、みずから市民として幅広い視野で積極的にまちづくりに参加するよう努めますと、ストレートな表現すれば、この職員に「自覚を持ち」とわざわざ入れることというのは、職員に対して非常に失礼ではないかと思っ
て、私は、職員に対して温かい気持ちで質問しているつもりなのですが、結局ここにはきっと策定委員会の
方々から自覚が足りないのではないかとと思われるところがあるのだと思うのです。確かに、町会で活動してい
る人から見れば、市の職員がもうちょっとまちづくりに参加してほしいという思いからきっとこの言葉が入ったの
だと思うのですけれども、それにしても「市民としての自覚を持ち」というのは、やはりかわいそうすぎるのでは
ないかと思うのですが、検討の余地はないのかお聞かせください。

○（総務）企画政策室長

この部分は、今、答弁させていただきましても、提言書の解説の部分を見ていただくとわかるのですけれども、提言書の解説部分でも「職務上習得した知識、経験および技術を生かし、自らも市民として、積極的にまちづくりに取り組み、参加するよう努めることが重要である」ということで、かなりこの辺は求められているところ、提言をいただいた中でも、かなりここが策定委員会としても強く訴えたいところということでお聞きしているところでございます。

確かに我々にとっても、その辺はもっとまちづくりに参画、この意見を真摯に受け止めてやはり提言どおり条例としてすべきということで、庁内議論を経てそのとおりの文案ということで条例案を出させていただいているところでございます。

○小貫委員

◎条例の見直しについて

次に、第36条の見直しについてですけれども、この自治基本条例ということは市民との協働ということが基本になっているし、柱になっているのですけれども、しかし、この第36条の見直しについては主語が市になっています。ひたすら市民との協働が必要だ必要だといって述べてきたのに、いきなり最後になって今度は、市単独で条例を見直すことができると、市民が抜けてしまっているということですから、これはどういう意図があつたのでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

第36条では、条例の見直しを検討する条文の主語が市になっているということですが、ここで市が行うというふうにさせていただいたのは、あくまで実務、事務的な部分で条例の見直し作業を行っていくというところで

主語を市とさせていただいております。これは別に勝手に市が好きなように解釈して検討して見直すという意味ではなくて、あくまでこの条例の大前提にあります市民の皆さんの御意見などの下という部分が大前提でございますので、それを踏まえた上で見直しというのを進めてまいる方向で考えております。

○小貫委員

済みません、最後の部分をもう一回言ってください。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

条例の見直しの関係ということで、市がこの条例を直す際には事務的な部分、手続的な部分で市が主体となっていくということを申し上げまして、市として勝手に解釈、勝手に条例を直すという意味ではございませんということでお話しさせていただきました。条例の大前提に市民参加、市民協働という部分がこの条例の根本にございますので、その作業におきましても同様に市民の皆さんの御意見、それから意見反映というのは踏まえた形で見直しを進めてまいりますということを申し上げました。

○小貫委員

そうだと思うのです。それならば、なぜわざわざここにそういう文言を入れなかったのかと。札幌市の場合、見直し場合は「市民の意見を聴いたうえで、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講ずるものとする」というふうになっていますし、帯広市の場合も、条例の見直しに当たっては「市は、前項の検討及び見直しにあたっては、市民の意見を聴かなければならない」というふうに条例であらかじめちゃんと市民の意見を聞くのだということを明記しています。なぜ明記しなかったのかお聞かせください。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

おっしゃるとおり市民の意見を聞いてという部分は条例には入っていないですけども、今時点でこの条例の見直し、検討作業がどのような手順でこれから進めていくかというのは実は、まだ方向性、最終的な方向性は出ておりません。どういう形でやっていくかというのはこの5年の中で進めていくということで今、考えているところです。その中で市民の意見を聞いてという部分なのですけども、決して意図的に除いたというよりは、先ほど申し上げましたとおり条例の大前提で市民の皆さんの意見反映、御意見を踏まえてまちづくりを進めるという部分がございますので、そこでの読み取りという形で考えさせていただいたところです。

○小貫委員

読み取ってくださいというふうにこの条文でとるとというのは、私は、非常に厳しい話だなと思うので、市民の意見を聞いてというのは入れてほしかったというふうに思うのですが、具体的に条例の見直しというのは、今、検討していくというところだったのですけれども、全く条例の見直しの具体化というか、どのようにやっていくかというのは一切白紙のままなのですか。他都市の状況などを見て、条例の見直しをどのようにやっているかというのが何か情報ありましたらお聞かせください。

○（総務）企画政策室長

現在、他都市も大体5年とか4年とか3年とか、そういうサイクルでこういう条項が入っています。その状況の中で、何市かの状況を押さえています。ある市では、市民のアンケート調査をやって、それから外部の方の委員会をつくって、そこでこの内容を審議しているところもございます。ある市では、市がその執行状況を把握してパブリックコメントをかけて意見をとって、そういう形でやっているところもあります。そのほかにもいろいろなパターンがあるので、その辺の状況を調べながら、どのような形がいいか決めていきたいというふうに考えているところがございます。

○小貫委員

◎地方自治法等との文言の違いについて

大前提の話として、地方自治法の第1条、これは新谷議員も代表質問で取り上げているのですけれども、第1条

の 2 には「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」とあります。このように法律であるのに、条例案の目的では「豊かで活力ある地域社会」が目的となっていると。これは法律と条例案についてどのような整合性があるのか説明してください。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

代表質問のときにも市民福祉の向上という部分でお話をさせていただいておりますけれども、今回この地方自治法の第 1 条の 2、住民福祉の増進という部分で今お話をいたしましたけれども、地方のことは地方自治体が責任を持って自治を行う責任がございます。それは住民の福祉の向上を基本に行わなければならないという形になっておりまして、住民の福祉、もっとかみ砕いて言う又何だろうと考えていったときに、住民の方の福祉、幸せだと思います。そこに住んでいる方がより幸せになるようにということがこの住民の福祉なのかと判断しているところですが、自治基本条例との整合性と考えていきますと、自治基本条例の制定の目的で「豊かで活力ある地域社会の実現」、これは豊かでというのは決して物質的なものだけではございません。精神的な部分、心の部分の豊かさもございますので、そういうあわせ持ったもの、こういったものを地域社会の実現に向けて市民と協働で条例の中でまちづくりに取り組んでいくということを定めたものとしております。その結果、こういう豊かで活力のある地域社会の実現に向かっていくというのが、その地方自治法で言うところの市民福祉の向上の一つのやり方といいますか、一つの過程といいますか、つながっていく、そういうものだと思って整理しております。

○小貫委員

だから、なぜ地方自治法でわざわざ地方公共団体は「住民の福祉の増進」と書いてあるのに、ここではわざわざ言葉を変えて「豊かで活力ある地域社会」というふうにしたのかということが、ここが今の答弁でいくと、市民の幸せのためにこういう、そこには地方自治法で言う福祉の増進はもちろん含まれているのだと、それを前提にした豊かで活力ある地域社会なのだという説明でしたけれども、それならばそうやって、そこに一言この前文で「地方自治法が掲げる法律の精神にのっとり」とか何か一言加えておいてくれれば、私たちもああそうかと納得がいくのですけれども、なぜその部分が引用されなかったのか、何かありますか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

地方自治法で言います住民福祉の向上という言葉が、やはり福祉というどうしても私どもで言います福祉的なこういう部分という言葉が一般的にひとり歩きする部分もありますので、それをよりわかりやすく条例の中では規定するという意味も込めて、この目的の中では豊かで活力ある地域社会の実現ということで言葉のほうを整理させていただいております。

○小貫委員

ということは、別に今、小樽市の場合は観光に力、経済的に入れていますけれども、そういった市民生活を別にないがしろにするものではなく、決してそういった経済政策を優先させるものではなくて、あくまでも市民生活の向上のためにという部分もあるのだと。読み取り方はいろいろあると思うのですけれども、そういう担保はあるということで認識してよろしいですか。

○（総務）企画政策室長

自治法では、住民福祉の増進という形になってございますけれども、大きくそういう目標があって、よりこの自治基本条例ではわかりやすい形で「豊かで活力ある地域社会の実現」という言葉を使っているということで、今、答弁させていただきましたが、別に経済だけをということは考えていませんし、その物質的なもの、精神的なものも含めて豊かでという、そういう形で意識していますので、そういう経済活動だけにとらわれるだけではないと考えてございます。

○小貫委員

今度は条例案第 18 条の関係です。職員の育成の項目ですけれども、ここで「まちづくりの推進及び効果的かつ効

率的な行政運営」という言葉があります。それで同じく地方自治法第 1 条には、「地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保」とあります。地方公務員法第 1 条には法律の目的として、「地方公共団体の行政の民主的かつ能率的な運営」というふうにあります。この二つの条文ともに「民主的かつ能率的」と書いてあるのですが、なぜこの言葉ではなく「効果的かつ効率的」というふうにしたのか説明願います。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

まず、民主的という言葉は出てきていないのは間違いございません。なぜここで民主的という言葉が出てきていないかというところから始めさせていただきますと、この条例自体が先ほどから申しておりますとおり、自分たちの手で自分たちのまちづくりを進めるという民主的な判断の下、成り立っている条例の趣旨ということで、民主的という言葉はこの条例の大前提にあるということで考えさせていただきました。

それから能率的という言葉なのですけれども、能率的という意味合いをより市民の方にわかりやすく理解していただくために、効果的というのはどういう意味かという期待どおりの結果が出ているという意味での効果的、それから効率的、これは費用対効果の部分ですけれども、そういった部分で効果的、効率的ということで、能率的よりもある意味わかりやすい、市民の方にとってわかりやすいという意味合いで言葉を整理させていただきました。

○小貫委員

この「民主的かつ能率的」というのは非常に私、重要な表現だと思うのです。今、民主的な判断というのは大前提にあるということですから、まずそれはどこで表しているのか、大前提だと大抵前文に書いてあるのかなと私は思うのですけれども、それはどこで表しているのでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

民主的という部分について、私どもで意識しているのは前文の中の後段に結びで使っている言葉、「ここに私たちは、豊かで活力ある地域社会の実現を目指すため、市民自治の基本理念と基本原則を掲げ、小樽市自治基本条例を制定します」。この市民自治の基本理念、基本原則ということで、民主的という意味合いを含ませた形で位置づけさせていただきました。

○小貫委員

確認しておきたいのは、まず、あくまでも市の行政運営というのは民主的に行うのだと、市の職員の育成については民主的かつ能率的な行政運営をやるために職員というのは育成されるのだということを、それはもちろん法律にうたっているのだから、そのとおりですというのを確認したいと思いますが。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

条例案第 18 条の職員の育成の部分でのお話だと思うのですけれども、条文に記載のとおり、「まちづくりの推進及び効果的かつ効率的な行政運営のため、人材の育成並びに職員能力の評価及び適切な配置に努めます」ということで条文どおりの考えになっております。

○小貫委員

第 22 条にも同じ表現があるのです、「効果的かつ効率的な行政運営」という。これは行政評価の大もとなるわけですが、この判断が。だから、非常にここは重要な問題でして、私は「民主的かつ能率的」という言葉を入れたほうが、入れるというかそちらのほうが、より法律的な根拠になるのではないかと。条例はこう書いてあるけれども法律ではこうですというのは、整合性がとれない問題だと私は思うのですが、いかがでしょうか。

○（総務）企画政策室長

民主的という言葉もそれぞれの条項に入れてはどうかということの質問だと思いますけれども、先ほどもお話ししましたように民主的というのは、そもそもこの自治基本条例自体がそうだと思いますし、前文に市民自治によるまちづくりを進めるということを表記させていただいておりますので、そういう部分で民主的ということは、この条例の中には盛り込まれているというふうに考えているところです。

○小貫委員

◎制定後の市民周知について

まとめに入りますけれども、市民周知の問題です。確かにこの間、長い間議論していただいたと私は思います。丁寧にまとめていただいて提言も受けました。それでは、こういった提言内容をどうやって条例化していくかというのは、先ほどまだ知らせていないという答弁であったと思うのですが、今後、市民にこういう条文にしました、この内容でいいですかというのは、どうやって知らせていくのですか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

条例制定後の条例周知ということで答えさせていただきます。重なる部分がございますけれども、今持っております広報の媒体、広報誌ですとかホームページの活用、それから新たにパンフレット、チラシ系の作成、それからフォーラムといった形で市民周知を図っていく方向で考えております。

○小貫委員

それで、今、急いでつくらないと市民生活に何か支障を来すという条例の条項があるのでしたら示していただきたいと思います。

○（総務）企画政策室長

急いでというよりも、やはりなるべく早目にこれを条例化して、市民と協働によるまちづくりを進めたいという、それが大前提でございます。ですから、この条例を制定しないとどこかできないことがあるのかというのはありませんが、そういうことよりも早く条例化して、これを市民に小樽市としての考えだということで示して、職員への周知も含めて、この条例に沿ったまちづくりを早く進めたいというふうに考えているところでございます。

○小貫委員

今の質問は、悪影響があるものが何か出てくるのですかという質問だったのですけれども。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

悪影響という意味の部分もありますけれども、今回の条例自体で先ほどから申しているとおりの何かがすぐ変わるというものでもございません。ただ、今、小樽市にすごく大事なのが市民との協働、まちづくりという部分でございますので、そのきっかけづくりというのは、この条例がたぶん始まりになると思います。ですから、それはやはり少しでも早く市民の皆さんに周知を含めて条例の制定のほうは進めていくべきだと考えております。

○小貫委員

最後に、結局、自治基本条例というのは、つくるまでの過程が大切だと思っていまして、そしてその一つ一つのプロセスを通じて住民というのが自分から参加しているという住民自治の基礎がつくられていくわけですから、やはり急いで制定するのではなく、議会での審議内容を踏まえて、もう一度しっかり市民へ説明会も開いて住民周知を図って、慎重に私はやっていくべきだという意見を最後に述べさせていただきます、終わりにいたします。

○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

○濱本委員

◎策定に当たってのサンプル数について

初めに、大きな部分でいくと、平成18年6月に地方自治法が改正になり、これで議会のこともいろいろ規定が変わったというのがあります。それから地方分権一括法のこともあります。そういう大きな流れの中で20年12月8日に庁内研究会が設置されて、翌年10月、報告書が出て、翌年の4月26日に自治基本条例懇話会の報告書が出て、22年8月に策定委員会が発足して、24年10月に提言書が出た。これが今までの時系列のお話だと思います。そういう意味では、庁内研究会も11回、数を重ねて、懇話会は5回、それから策定委員会は26回の委員会と部会がトータル

で15回と、この間、策定委員の皆さん、それから理事者の皆さん、かかわった皆さんにおいては、たぶん相当御苦労されたというふうに思います。そういう意味では、ここに至ったことに私は敬意を表したいと思いますし、この自治基本条例、こういう形になったということは喜ばしいことだというふうには理解をしております。

それで、実は20年1月1日以降、名称はともかくとしても、全国の市だけで120を超える市が自治基本条例を制定している。23年1月以降でも59制定されています。あえて23年1月と言ったのは、23年5月に地方自治法がまた改正になって、総合計画の策定義務が廃止されたというその年であります。そこから後でも、もう59策定されています。

単純な話でいくと、策定委員会の皆さんは実際に提言書を策定するに当たって、どれだけサンプルを収集して、見て、この条文に落とし込みをかけたのかという率直な疑問があります。私自身も、議案として出るその前から言われていましたので、二十幾つ見ました。大変です、これ、二十幾つ見て。サンプルと小樽市の条例案と項目ごとに見ながらやるというのは相当大変な作業でしたけれども、実際問題、こうやって20年から120を超える市で制定されて、23年1月以降でも59も制定されている。策定委員会の発足が22年8月ですから、相当な数がたぶんこの間でもあったと思います。幾つぐらいサンプルを見たのでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

サンプルの数ですけれども、策定委員会がスタートした当時、サンプルとして委員の皆さんに配付しているのが条例数としては15、最初に配付しております。ただ、議論を深めていく中で、例えばここのまちの特色がどうだろうとかという部分にどんどんお話が広がっていきますので、最終的に何件かというのは私どものほうは押さえておりませんけれども、当初スタート時が15というのは、今、確認したところでございます。

○濱本委員

それは結局、こんなものはどうだろうかと策定委員会が内容についてリクエストをして、事務局がそのリクエストに沿ったサンプルを出した、条例を出してきた、策定委員会の委員の皆さんが自発的にいろいろなまちの条例を見てそれでここへ落とし込みをかけたのか、その点はどうか。

○（総務）企画政策室長

策定委員会から、例えばですけれども、住民投票の部分は各市どうなっているのかということで、今の15市以外でも調べて資料を出しています。あと、この策定委員会には、自治基本条例で非常に知見の深い北海学園大学の横山教授、それと小樽商大の石黒教授にも入っていただいていますから、そういう大学教授の委員が、いろいろ情報もお持ちですから、それぞれの条項を議論するときには我々事務局に対してどこの条例がこういうことになっているというふうにアドバイスいただいたりして、資料を策定委員会にお出ししている状況でございます。

○濱本委員

◎逐条解説など補足資料と書き込みの不足について

先ほども質疑の中で、前文のところとか、いろいろなところで疑義が発生していました。今日の議論の中でもそういう疑義が発生していました。我々がもらっているのは成案、条例文だけです、基本的には。確かに提言書は出ています。それはどこまでいっても策定委員会の提言であって、ある意味この部分では責任のないものです。そういう意味では、私が調べた中では、最近の制定された条例を見ましたけれども、七つ、八つぐらい逐条解説が出ているものもあります。議案として提案されるときに、そういう逐条解説と一緒に出ていればもっと議論が深められたのではないかと、私はそういう思いがしていますけれども、そのことについてはいかがですか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

逐条解説、解説の部分の御質問だと思うのですが、私どもとしては逐条解説自体の作成は必要だとは思っているのですが、そのタイミングとしては、条例が制定された中で、市民の方を含めて内容を理解していただきたいという意味での逐条解説を想定しておりました。済みません、前段での協議の中でという部分での逐条解説の想

定はしておりませんでした。

○濱本委員

成立してから市民に説明するために逐条解説ではなく、この条例を制定するために議会の議論を深めるために逐条解説が必要なのではないですか。そうすると、今の答弁からいくと、やはりそれは議会に対しての説明責任を果たしていないということに私はつながると思うのですが、その点についてはいかがですか。

○（総務）企画政策室長

補足資料として出すべきだったのではないかという御指摘ですけれども、策定委員会からは、それぞれの条項についてコメントしていただいています。それは策定委員会のものですけれども、小樽市としては、この策定委員会の提言を重く受け止めてそれをベースにしてございますので、それも一つの参考になるというふうには思っているところでございます。

○濱本委員

要は、いろいろな自治体があって、議案と一緒に出しているところもあります。自治基本条例案といって解説というふうに出しているところもあります。大体ほとんどが解説と書いて、例えばさらにそれを担保する法律みたいなものもちゃんと書いている。そういうものも含めてトータルで出していれば、ここの議論というのは、もっとある意味効率化できたのではないかと思います。

先ほどもお話がありましたけれども、例えば前文のところの最後の 2 行、「ここに私たちは、豊かで活力ある」うんぬんと書いている。実現を目指すため、例えば「地方自治の本旨に基づく市民自治の」うんぬんというような文言が一つ入れば、地方自治の本旨というのは何かと、それを担保しているのは地方自治法ですから、その全てだということになるわけです。それが例えば前文に入らないのであれば、第 1 条の目的のところ、最後の 2 行目を「基本となる事項を定め、地方自治の本旨に基づく豊かで活力ある地域社会」というと何も混乱を招かないということもあるのだと思うのです。そういう意味からいくと、いろいろな部分でほかの都市と比べたときに、やはり書き込みが足りないのではないのかと。否定はしません。否定はしないけれども、書き込みが足りないのではないかと思うのです。例えば議会の役割にしても市長の役割にしても、いろいろな意味で書き込みが足りないのではないかと思うのですが、これで必要十二分だという判断でしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

今回の条例案ですけれども、重なるお話になりますけれども、基本的には策定委員会の提言、こちらを最大限尊重するというで議会、市長の位置づけを行って、それに沿った形となっております。おっしゃるとおり他都市の例を見ますと、そこの濃淡というのがまちによって出てきている部分ではございますけれども、小樽市のこの条例案といたしましては、今ここに書かれているそれぞれの役割、責務については、この内容で盛り込みたいということで考えてございます。

○総務部長

今、書き込みが足りないというような御質問がございましたけれども、私も自治基本条例をつくられている自治体の条例の中身を全て見たわけではありませんから、一概には答えられない部分もございしますが、やはりその自治基本条例をつくるに当たっては、それぞれが学識経験者なりを入れて、そこのまちの策定委員会が御議論された上でおつくりになっているわけですから、我々としては必要十分かと言われれば、やはり策定委員会が御議論いただいた結果ですから、必要十分だというふうには考えております。

○濱本委員

策定委員会をつくるのはいいです。だけれども、最終的に議会に提案するのは市長初め理事者の皆さんです。策定委員会はつくりましたと、でも議会に提案するときに、理事者の皆さんが加筆したからといって別に問題があるわけではないし、今回も新旧の対照表の中でいろいろ書きかえているものもあるわけです。それは責任を持った行

政を執行するという責任を持った立場として、やはり条例としてこれは書き込みしなければならない、これはこうしなければならないという判断があったのでしょうか。それは策定委員会ではない、策定委員会は議会に対して責任を持てる立場ではないし、そういう組織ではありませんから、提出者として議会に対してはやはり執行者として皆さんが責任を持たなければならないということだろうと私は思うのです。それはやはり最終的には判断ですから、私の判断としては書き込みが足りないという判断になるわけです、ほかのまちを見ても。

もう一つ、小樽市の状況で言うと、例えば議会の役割についても、他都市は議会基本条例を持っているから必要最低限の書き込みで、その他に関しては議会基本条例でこれを定めるとかというところもあります。でも、小樽市は議会基本条例がないわけです。今、それが進んでいるわけでもない。現在進行形でもないということになると、やはりもう少し書き込まなければならない。それは私たちを、議会を、ある意味では縛ることになるかも知れないけれども、やはりそれは市民に対する責任という意味でも書き込みをかけなければならないだろうというふうに、私は理解しているわけです。

それはやはり議会の責任、役割みたいなものがあるし、それから今までとは違って議会は政策立案能力を持たなければならない、そういうことも言われているわけです。そういう意味では書き込みが足りないのだろうと思う。そこにまた、それではどこに、議員の責務に入れたらいいのか、議会の責務に入れたらいいのか、いろいろテクニカルな問題はあります。それからいくと、やはりもう少し整理が必要ではないかというふうに思うわけです。

確かに議会のことを執行者である市長が提案するというのは難しい話です。でも、庁内研究会の最後の報告のところで、いわゆる議会に対しては議会の意見を聴取するなどしてうんぬんという、たしか記載、記述があったと思いました。この部分について、実際問題はというふうに担保したのでしょうか。実現したのでしょうか。報告書の 8 ページに、(4) 議会に関する規定、「地方自治制度では選挙で選ばれた市長と議会の二代表制が採られており、自治基本条例を「まちの憲法」と位置付けるとすれば、議会に関して規定することが望ましいですが、その内容に関しては議会自身に議論をゆだねつつ、議会の意見を聴く中で決定していくことが望ましい」と書いてあるのです。そうすると、策定委員会は、策定の経過の中で、議会に対してこのような意見聴取みたいなことをやったのでしょうか。

○（総務）企画政策室長

正式にそういうことはやっているということはないと思います。ただ、我々としては、議会側でもいろいろ勉強会をなさっているということは知っておりますので、そういう部分では、我々のこのまちづくり、今の自治基本条例のうちの検討状況なり、それから今回の策定委員会の提言などもそこで説明させていただいたというふうに思っております。そういう部分で、いろいろ説明する中で、御意見もいただいている部分があるというふうに思っているところでございます。

○濱本委員

説明を聞くというのと、御意見を伺う若しくは意見を聞かせてもらう、ヒアリングをするというのはやはり私は違うと思うのです。理事者が提案する、市長が提案する前に、いわゆる市長部局と議会と、ということになると、これは当然事前審査のことも絡んでくるので、なかなか難しいでしょう。そうするとやるべきことは、やはり策定委員会が議会全体に対して議員それぞれに対してアンケートをとるなり聞き取り調査をするなり、何らかのそういうアクションがあってもよかったのではないかと。そうすると、その中でこういうことをやりました。議会からは、このぐらい濃く書いてもらいたいですとか、こういうことにも言及してもらいたいですとかと、そういうリクエストが策定委員会の中で正式な部分でできたのではないかというふうにも思うのですけれども、それがなされたというふうには私は理解していませんが、その点の認識はどうですか。

○（総務）企画政策室長

繰り返しの答弁になりますけれども、そういう議会サイドの勉強会に出させていただいて、我々も出させていた

いただきましたし、それから横山教授もそちらの勉強会に行っているいろいろお話しさせていただいているというふうに思っていますので、そういう形ではさせていただいたというふうに思っています。

○濱本委員

だから、その辺が、説明をしたからそのついでに意見も多少は質疑応答の中であつたから、私はそうではないと思うのです。片一方で市民に対してはワークショップなりフォーラムなりと、そういうことをきちんとやっているわけです。では議会に対しても、やってもよかったのではないのでしょうか。そう思うわけです。そういうものが若干欠けていた、たぶん欠けていたからこそ、いろいろ私が言うような加筆すべきことがたくさんあるのではないのですかという話になる。それから、今日の議論の中で言えば、質疑の中で言えば、逐条解説がないがゆえに確認をとらなければならないということがたくさん出てきたのではないかというふうに思います。

◎住民投票について

次に、個別の話で、住民投票の話で確認をしたいことがあります。これも逐条があれば確認しなくても済むようなことかも知れませんが、確認をさせていただきます。まず、第11条第1項、「市長は」という主語になっています。第2項では「市は」というふうになっています。この変えているのはどういう理由でしょうか。

○（総務）企画政策室長

市長が住民投票を議決を受けて実施することができるという形になってございまして、その案件については、例えばですけれども、行政委員会、それぞれの教育委員会とか、そういう部分も含まれるという案件も想定されます。そういう部分で、結果については、市というのは市長だけではなくて、教育委員会なりほかの行政組織も含めて想定してございしますので、第2項では「市は」という形の主語にしてございします。

○濱本委員

結局、その一つをとってもわかりにくいわけです。逐条があればわかります。市というふうに、第1条で「市（市長その他の執行機関をいいます）」と書いてあります。定義してあります。でも、例えば、これもほかのまちは、その他の執行機関は何と何と何と何ですと。地方公営企業管理者も入りますとか消防本部も入りますとか、丁寧にちゃんと定義しているところもあるわけです。本文で定義できなくても、逐条があればわかるわけです。それがやはりないというのが、本当に私は残念でたまらないわけです。

それで、ここで議会を入れなかったその理由について、どうでしょうか。ほかのまちでは「市及び議会は」「市長及び議会は」みたいな書き方をしているところもありますけれども、あえてここで議会と入っていないのはどういう意図でしょうか。

○（総務）企画政策室長

あくまで、先ほども議論になりましたけれども、住民投票というのは補足的に行うものでございします。二元代表制が地方自治の根幹をなすということになってございしますので、その結果については、今回、市長提案ということとさせていただきます、その部分については、市はその結果を尊重するという形になってございまして、市及び議会という形にはしていないというところでございします。

○濱本委員

住民投票がなされるときは、可能性としては市と議会が対立をしている場合がたぶん想定されるでしょう。それで市長は、議会のいわゆる理解、承認が得られないので住民投票にかけるとい場合が想定される。でも、逆に言うと、市長与党が少数で市長野党が大多数のときもあるし、いろいろな場面があるわけです。住民投票の結果が議会にとってなかなか受け入れられない結果もあるし、我々の思っていることを補完するために、補うために必要だという場合もあるわけです。そういうことも踏まえたときに、やはりここは「市及び議会」でもいいのではないかというふうに思いますけれども。

もっと言うと、第1項のところ、結局細かく規定しているところもいっぱいあるのです。要件などもそうだし、

発議者もそうですし、いろいろ規定しているところもある。ここではあまりにも規定が緩やかというか、足りないのではないかという気がします。先ほど言ったように、議員の提案で住民投票ができる、住民投票を求める条例を制定する等々も可能性があるわけです。市長ばかりがやるとは限らないわけです。ここにも書いていないのです、それを。でも、それをちゃんと書いているところもあるわけですよ。逐条書きもないからなおさら理解できないという部分があるのですけれども、この「市及び議会」ということについては、いま一度どうですか。

○（総務）企画政策室長

今回は、この策定委員会からいただいた提言内容をベースに庁内議論させていただきました。策定委員会からいただいた内容でも、ここが今の第2項は「市は」という形で議会が入ってございません。庁内議論の中で、議会の扱いについても議論をさせていただいた、一つの中心のテーマになってございます。

それで、策定委員会からいただいた中で、話が変わるかもしれませんが、議会の関係で修正させていただいたのは情報公開、それから個人情報保護の規定、それとコミュニティの規定、これについては策定委員会からの段階では議会という主語は入ってございませんでした。ですけれども、それぞれ情報公開なり個人情報には既に議会も実施機関ということで、それぞれの条例に位置づけられてございますので、その辺は我々として議会という形で入れさせていただきました。

話が戻りますけれども、住民投票についてはそういう形で、「市は」という形で策定委員会からいただいてございますので、それをベースに我々は、市長提案する場合にも「市は」という形でいいのではないかとということで判断して、今の条文で提案させていただいているところでございます。

○濱本委員

それでは、質問を変えます。その事案ごとに、第1項ですよ、「必要な事項を規定した条例を別に定め」、この必要な事項というのはたぶんいろいろあるのでしょうかけれども、一つ確認をしたいのです。投票条例の目的、何のためにこの投票条例を制定するという、策定する、提案するという、その目的も含まれるのですか。

○（総務）企画政策室長

目的というよりも、投票条例で規定する主なものでございますけれども、まず対象となる事案は何かということの明確化、それと投票期日、それから投票資格者、それから投票の成立要件などを別に条例で提案させていただくような形になります。

○濱本委員

ということは、単なるテクニカルな投票条例ではなくて、最初に何の意思を判断するためとか確認をするため、どういう文言になるかわかりませんが、そういう趣旨というか目的というか、そういうものが要件の中に入っているということですか。

○（総務）企画政策室長

その投票の目的というのですか、そういう要件が入っているという形になります。

○濱本委員

◎市民の知る権利について

ではもう一つだけ、もう一つ確認をしたいです。

第12条第2項「市民は、議会及び市が保有する情報について、知る権利を有します」と。この文言は、このタイプの条文は大体どこのまちにも入っています。ただし、例えば「市民は、法律、条例、規則等で定めるところにより、議会及び市が保有する情報について知る権利を有します」若しくは「公共の福祉に反しない限り、議会及び市が」、限定詞をつけている、無条件ではないところがあるわけです。第12条第2項ではどうしてこの制限の部分がないのか、どうですか。

○（総務）企画政策室長

ここの部分も我々が、市の庁内議論で変更させていただいたのですが、今の質問に関係ないかもしれないですが、もともとはここは情報を知ることができるということで提言をいただきました。そういうことであると、何でもかんでも市民に知らせなければならないという部分になってきてしまうものですから、今回その庁内議論の中では、知る権利を有するという形で直させていただいています。この部分は、今、濱本委員がおっしゃる法令の範囲でというような形容詞はついてごさいませんが、その部分については、前のほうの情報公開の部分とか個人情報保護の規定に、あくまで条例の範囲内というような形で書いてございますので、もちろん知る権利といえども、何でもかんでもそういう知れるようなことということでの想定はしてごさいません。

○濱本委員

済みません、今の答弁は、何条が前提ですか。

○（総務）企画政策室長

情報公開は第 6 条です。それから個人情報保護は第 7 条となります。

○濱本委員

これは、どこまでいっても条例です。法令とは書いていない。法律とは書いていない。どこまでいっても小樽市の条例の範囲の中ということですか。

○（総務）企画政策室長

条例の中で、法令の部分をやっている部分もございます。そういう形になってございます。

○濱本委員

本当に何回も言いますけれども、こういう無駄な質問みたいなことをしなければならないということに、本当に残念な気持ちでいっぱいです。

◎議会及び議員について

次に、たくさんあるのですが、議会のことについて確認をしたいと思います。

今回提案された中では、第15条第1項は「議会は、市政の意思決定機関として、法令に定める権限を行使するほか、市政の適正な運営について監視及びけん制を行います」というふうになっているのです。そして、第17条第1項は「市長は、選挙によって選ばれた小樽市の代表として」という枕言葉がついている。「議会は、選挙によって選ばれた議員をもって構成される」という文言を入れている条例もあります。ある意味、では何でここに入っていないのかと。向こうは入れていますと、小樽市は入っていません。当たり前だからということではないだろうと思うのですが、その点についていかがですか。

○（総務）企画政策室長

確かに市長の部分については、選ばれたという形の文言表記をさせていただいておりますけれども、議会にはございません。議会にはないのでございますけれども、議会の条文には「議会は、市政の意思決定機関」ということで書かせていただいておりますので、これはあくまで二元代表制の議員の選ばれた方によって市政の意思決定が図られるという意味で、そういう意味合いが入っているというふうに御理解いただきたいと思います。

○濱本委員

いや、それは理解できないです。ほかのまちでもそうやって、きちんと同じように二元代表制をわざわざ意識するために、あえて同じ枕言葉を使っている、形容詞を使っているところもあるわけです。これでまだ前文の中で「地方自治を担う二元代表制」うんぬんみたいな文言が入っていればまだいいですが、でもこれだけでは、やはり市民の方はよくわからない、二元代表制なんて一体何なのだという部分。そういう意味ではやはり加筆する必要があるのではないですか。

例えばもう一つ、「市政」という言葉は、どこか法的に定義されている言葉でしょうか。

○（総務）企画政策室長

法的にどこでどう規定されているかは今お答えできませんけれども、小樽市のトータルの行政のことをいっているというふうに思います。

○委員長

質問に対する答弁がよくわからないのですが、市政というのはどういうふうに規定されているのですかという質問ですが。

○（総務）企画政策室長

この条例の中では、市政を定義している部分はありません。

○濱本委員

地方自治法の中で、行政という言葉が定義しているところはありませんでしたか。

○（総務）企画政策室長

今、答弁できる資料を持っていないので申しわけございません。

○濱本委員

これを指摘したのはなぜかという、やはりその言葉、今の自治基本条例の中で使っている言葉も、実はそれぞれのまちでいろいろな定義をしていて、ばらつきがあるわけです。市政とってみたり、行政とってみたり。市といったときに、市長、執行機関、議会を含んで市と定義しているところもあったりして、結構ばらばらなのです。そういうものを見たときに、もう少し何か整理をかける必要があるのではないのかというふうに思うわけです。

◎市長の役割及び責務について

それと、足してもらいたいという部分で言うと、第 7 章の「市長の役割及び責務」というところがあります。これも役割及び責務と書いてあるのですが、他都市では「市長の権限、権能と責務」という言葉を使っているところもあります。たぶんこの言葉を使うのは権能とか権限という言葉を使うのは、市長も私たち議会も法的なきちんとした根拠があるから、その持つ権限、権能だということ、そういう定義だと思います。市民の権限、権能とはたぶん言わないだろうと思うのですけれども、我々はそういう存在だということ。だから、その言葉遣いも私はいかがかというふうに思いますけれども、この中で第 17 条第 1 項、第 2 項、第 3 項というふうに書いてあります。他都市の例を引くと、市長の権能やそれから責務の中に、対議会に対してということも記載されているところがあります。

例えば、岸和田市とか草津市は、市長は、毎年度の市政運営の方針を市民及び議会に対して明らかにするというような文言を入れているところもあるのです。そういうものも結局、議会対市民、市長対市民という、そういうかわりの部分、それから議会対市長、もっと言ったら執行機関、これのかかわりもやはりどこかに書く必要があるのではないかと。そういうものがやはり見ていくと足りない。これも議会基本条例があれば、そこで規定すればいい話ですけれども、今はないです。

（「小樽市が作っていないだけだろ」と呼ぶ者あり）

ないから、やはりここで規定しておく必要があるだろうと私は思うのです。ここから先できるかもしれないけれども、今の段階ではここで規定しておくべきだろうと思う。私は、そういう意味では書き加える必要が相当あるのではないかと思いますけれども、いかがですか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

濱本委員がおっしゃいます、議会基本条例がない中でという部分ですけれども、ほかのまちを見ますと確かに議会基本条例の中でそういったことを定めているケースが結構出てきております。この部分については、今時点ではそういった議会の機能ですとか、市長と議会の絡みという部分では深く出てきておりませんが、それというのは議会基本条例の整理と合わせるような形で進めていくべきではないかと思っております。

○濱本委員

◎熟成の必要性について

議論をしても、これは予算の執行の議論ではありません。その議案でもありません。ですから、普通であればここで議論して、例えば議案として出たものに対し執行に当たっては十分市民に配慮しながら執行してくださいとお願いをして終わる部分もあります。しかし、これは文言です、条例でこれだけの話です。ということになると、例えば市民に負託を受けた議員の一人として、これを見たときに自分の判断としてこれが足りないという判断をしたときに、よろしくお願いします、執行に当たってはという話にはならないわけです。だから、私としては、そういう意味ではまだまだ熟成させる必要があるのではないかと、例えば新潟市でも 1 回で成立したわけではなく、いろいろな議論の経過があって初めて最終的に成立をしたという事案もあります。函館市もほとんど拍子に成立したということでもありません。だから、それが決していいとか悪いとかではなくて、そういう事例もあるという中で、この小樽市の、私の判断としては、もっと熟成する必要があるだろうという条例だという判断をここで申し上げて質問を終わります。

○市長

最後に、私の感想をお話しさせていただきたいと思うのですが、今、小樽市が抱えている課題、問題というのは、たくさんあるわけでございます。そういったものを何とか市民の皆さんの協力、参加をいただいて、この自治基本条例をつくって、そして豊かで活力ある地域社会をつくろうと、こういうことで、先ほど委員がおっしゃるように平成18年くらいからいろいろと議論を進めてきたわけでございます。そういった中で策定委員会をつくったわけですが、策定委員会の前にも二つぐらいの組織の中でいろいろ議論してきた状況だと思います。そして、その第三者委員である策定委員会をお願いをしまして、どういうことが、今、小樽市にとって自治基本条例がよろしいのかということで依頼をいたしまして、つくっていただいたわけでございます。それで、策定委員会ですることについて、この庁内でもまたさらに検討いたしまして、修正をしながらやってきたわけです。

それから、委員から冒頭にお話があったように、日本全体で言うとかかなり多くの自治体で、名称は別にしましても、この自治基本条例をつくっているわけでございます。しかし中身は全部一緒ではないわけで、それぞれの自治体でいろいろなことがありますから、その中では、今、委員のおっしゃるとおり、これは必要だろう、これは要らないだろう、これはあれだろうということはあると思います。ですから、そういった議論は進めていただきたいというふうに思いますけれども、私といたしましては、できるだけ早くこの自治基本条例を制定いたしまして、市民の皆さんが安心していただけるような、こういう小樽のまちづくりをしていきたいというふうに思っておりますので、その思いもひとつ御理解をいただければと思います。

○委員長

本日は、自治基本条例案についての集中審議でございました。委員の皆さんと理事者の皆さんの熱心な御討議で大変深まったと思います。住民と議会と市の三者で合意の下でつくり上げるという提案でございますので、十分この審議が生かされることを願っております。本日は、大変御苦労さまでした。

以上をもって散会いたします。